

ウィズコロナ時代に、国や全国の自治体と共に、活力ある日本の未来を創造するために

【持続可能な行財政の確立に向けて】

本市では、全国トップ水準の福祉・医療・教育・子育て支援を維持・充実させると同時に、市民のいのちと暮らしを守る安心安全のまちづくりや、文化を基軸とした都市経営を推進し、京都の今と未来に必要な政策に果敢に取り組んでまいりました。

脆弱な財政基盤、厳しい財政状況の下であっても、必要な財源を捻出するため、職員数の削減など徹底した行財政改革に中断なく取り組んできましたが、昨年度の本市への地方交付税（臨時財政対策債を含む）は平成15年度のピーク時から623億円削減（48%減）、更に今般の新型コロナウイルス感染症による急激な景気悪化の影響で、今年度の市税収入は大幅な減収が見込まれております。

さらに、来年度以降も巨額の収支不足が見込まれており、このままでは財政再生団体となる恐れがあります。この事態を何としても回避するため、成長戦略による財源創出と徹底した行財政改革を両輪で進めてまいります。

【コロナ禍の克服に向けて】

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、この間、本市では地方創生臨時交付金等を活用し、感染拡大防止、雇用の維持、京都経済の下支えなど、市民生活を守るために必要な取組をスピード感を持って、取り組んでまいりました。しかしながら京都府域において3度目となる緊急事態宣言が発令されるなど、未だ新型コロナウイルス感染症は収束しておらず、また、依然として京都経済は厳しい状況が続いているため、引き続き、感染拡大防止と社会経済活動の両立に取り組んでいく必要があります。

市民の皆様へのいのちと健康、暮らしを徹底して守り抜き、社会経済情勢の安定を図るため、国家的事業であるワクチン接種を全庁一丸となって着実に進めるとともに、引き続き、今最も困っている方に寄り添った支援を迅速かつ着実に実行する。同時に、働き方改革やデジタル化の推進など、変革に挑戦される方や文化芸術に取り組まれる方々を後押ししていく。このコロナ禍という危機を乗り越えるため、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け、国や京都府、市民の皆様と共に取り組んでまいります。

【双京構想・文化首都の実現を願って】

京都は、東京以外に全国で唯一現役の御所を有し、千年を超えて皇位継承の舞台となり、我が国の都として、歴史・文化を紡いでまいりました。今後とも、皇室の弥栄を願う思いを京都市民、そして全国の人々と共有しながら、皇室の方々をお迎えするにふさわしい品格あるまちづくりや機運醸成に取り組むとともに、文化首都として、文化の力で社会的課題を解決し、日本の文化の継承・発展、ひいては国際交流、世界平和に貢献する所存です。

引き続き、京都府、京都商工会議所、文化団体等と共に、東京と京都が我が国の都としての機能を双方で果たしていく取組を重ねてまいります。

【これらの取組に、国の理解と協力を】

これらの取組は、活力ある日本の未来を創造するために京都市ならではの役割を果たすことを志すものですが、その推進には国の御理解と御協力が不可欠であり、より一層の御支援を要望致します。

京都市長 門川 大作

—目次—

【提案・要望事項一覧】

- ① 子育て・教育への支援
 - 1 子ども・子育て支援の充実 … 3
 - 2 教育の充実と教員の働き方改革 … 3
 - 3 生活保護制度の更なる改革と生活困窮者支援に対する財政措置等 … 4
 - 4 国民健康保険制度の抜本的な改革 … 4
- ② 文化及び経済活動への支援, 地方創生の推進
 - 5 文化庁の機能強化及び全面的な京都移転の推進 … 5
 - 6 文化遺産の保存・活用に対する支援等 … 5
 - 7 文化・芸術に対する支援等 … 5
 - 8 京都らしい町並み景観の保全を推進するための法整備や地域の文化を象徴する歴史的建築物(京町家等)の保全及び継承を推進するための相続税の軽減措置等 … 6
 - 9 日本文化を支える伝統産業の振興 … 6
 - 10 新たなイノベーションの創出や京都経済の持続的な成長に向けた支援 … 6
 - 11 違法「民泊」の根絶及び「民泊」の適正な運営の確保に向けた, 国における指導監督の徹底, 地域の実情を踏まえた法制度への見直し … 6
 - 12 地域企業の担い手確保等への支援充実 … 7
 - 13 安全・安心な食生活と全国の生産者, 世界に誇る「京の食文化」を支える京都市中央市場の持続可能な運営及び再整備に対する財政支援 … 7
 - 14 国立京都国際会館における多目的ホールの, 5,000人規模への拡張整備の早期実現 … 7
 - 15 京都・近畿の活力あるまちづくりのための, 国有地の活用の検討 … 7
- ③ 安心安全, 環境にやさしいまちづくりの推進
 - 16 安心安全なまちづくりのための社会資本整備や総合的な防災対策の推進 … 8
 - 17 多様な整備手法による, 着実かつ迅速な無電柱化の推進 … 8
 - 18 街路樹や公園樹木の更新, 公園再整備の推進等 … 8
 - 19 被災者支援体制の強化 … 9
 - 20 原子力災害対策の強化 … 9
 - 21 下水道事業に対する支援の充実等 … 9
 - 22 老朽化した水道施設の更新や耐震化等に対する財政支援の拡充等 … 9
 - 23 地下鉄事業の中長期的な安定運営に向けた支援 … 10
 - 24 市バス事業の中長期的な安定運営に向けた支援 … 10
 - 25 都市部における交通渋滞や, 市民・観光客のマイカー依存の解消等に向けた新たな制度・仕組みの構築等 … 10
 - 26 空き家の活用に向けた実効性ある対策 … 10
 - 27 2050年までの脱炭素社会構築に向けた抜本的な転換を促進する取組の支援等 … 11

④ 国土の調和ある発展

- 28 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築 ……12
- 29 北陸新幹線(敦賀以西ルート)の円滑な整備の推進, 地元負担の実質ゼロ乃至極小化及び関西国際空港への延伸 ……12
- 30 リニア中央新幹線の京都誘致の実現等について ……12

⑤ 大都市財政の実態を踏まえた財源の確保等

- 31 自治体システム標準化の円滑な推進 ……13
- 32 マイナンバーカードの普及促進に必要な仕組みの構築及び財政措置 ……13
- 33 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止など, 大都市財政の実態を踏まえた財源の確保等 ……13

【説明用資料】

- 1 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止 …16
- 2 経営危機に直面する市バス・地下鉄事業に対する支援 …20
- 3 公共施設等適正管理推進事業債の対象事業の拡大及び恒久化 …22
- 4 子ども・子育て支援の充実 …24
 - ① 質の高い保育と担い手確保に向けた、職員配置基準の抜本的な見直し及び職員処遇に係る十分な財政支援
 - ② 認定こども園における公定価格に係る定員区分の見直し
- 5 「GIGA スクール構想」の推進に係る補助制度の充実及び財政支援の拡充 …26
- 6 新学習指導要領への対応や喫緊の教育課題の克服に向けた教職員定数の抜本的改善 …28
- 7 小学校における教科担任制の導入に向けた教職員定数の確保 …29
- 8 国の財源の確保・拡充 …30
- 9 配水管の法定耐用年数の見直し …32
- 10 国立京都国際会館における多目的ホールの、5,000 人規模への拡張整備の早期実現 …34
- 11 京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、京都刑務所、京都拘置所、京都運輸支局など、国有地の有効活用の検討 …36
- 12 堀川通の機能強化（バイパス整備等）に向けた早期の事業計画策定、京都南ジャンクション（仮称）などの着実な推進 …38
- 13 京都市と天津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討 …39
- 14 北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進、地元負担の実質ゼロ乃至極小化及び関西国際空港への延伸 …40
- 15 持続可能な住民主体の運送サービスに向けた安定的な支援 …42
- 16 屋内から屋外に向けた広告（屋内広告物）の規制に係る法整備等 …44
- 17 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象拡大 …46
- 18 自治体システム標準化に係る早期の制度設計と自治体への確実な財政措置 …48
- 19 マイナンバーカードの普及促進に必要な仕組みの構築及び財政措置 …50
- 20 文化庁の機能強化及び全面的な京都移転の推進 …52
 - ① 文化庁の更なる機能強化及び予算の抜本的拡充
 - ② 令和2年度から新設された参事官（文化観光担当）及び参事官（食文化担当）の京都への移転
 - ③ 「古典の日」法制化10周年を契機とした「古典の日フォーラム」の文化庁との共同主催
- 21 無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度創設に係る着実な取組の推進並びに財政支援 …54
- 22 文化財保存活用地域計画に基づき、市町村が実施する未指定文化財の保存・活用への財政支援 …56
- 23 脱炭素社会及び原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会の構築に向け、再生可能エネルギーの主力電源化に係る支援措置の充実など、必要な取組の推進 …58
- 24 地域気候変動適応センターの設置をはじめ、適応策の取組への財政支援の拡充 …60

提案・要望事項一覽

提案・要望事項一覧

※ 市・府共同提案は、提案・要望の大きな方向性
が同じであり、市・府が共同して提案を行う事項

(◎のある項目は説明用資料（15 ページ以降）を参照)

① 子育て・教育への支援

1 子ども・子育て支援の充実

【内閣府・文部科学省・厚生労働省】

- ◎ (1) 質の高い保育と担い手確保に向けた、職員配置基準の抜本的な見直し及び職員処遇に係る十分な財政支援（24 ページ）
- ◎ (2) 認定こども園における公定価格に係る定員区分の見直し（25 ページ）
- (3) 医療的ケア児への支援の充実
- (4) 国の責任による幼児教育・保育の無償化の円滑な推進
- (5) 児童虐待防止対策の強化及び里親等支援の充実
- (6) 児童館及び放課後児童クラブの更なる充実のための十分な財政措置
- (7) 自治体の財政力にかかわらず、国の制度としての子ども医療費等助成制度の創設

2 教育の充実と教員の働き方改革

【文部科学省】

- ◎ (1) 「GIGA スクール構想」の推進に係る補助制度の充実及び財政支援の拡充
(26 ページ)
- (2) 学校施設におけるエアコンの老朽化に対応するための、機器更新等に向けた財政支援
- (3) 働き方改革の実現による教員の負担軽減
- ◎ (4) 新学習指導要領への対応や喫緊の教育課題の克服に向けた教職員定数の抜本的改善
(28 ページ)
- (5) 中学校における 35 人学級の実現
- ◎ (6) 小学校における教科担任制の導入に向けた教職員定数の確保（29 ページ）

3 生活保護制度の更なる改革と生活困窮者支援に対する財政措置等 【厚生労働省】

- (1) 生活保護制度の国の責務による実施とそれに見合う国庫負担の充実・強化, 及びケアワーカーの人件費を含めた地方負担への財政支援
- (2) 生活保護における適正な医療行為の給付に向けた, 頻回受診や重複処方等過剰な医療行為を制限する仕組みの構築, 不正受給への対策強化
- (3) 生活困窮者自立支援制度の実施に必要な財政措置の確保
- (4) ひきこもり支援に係る国制度の充実

4 国民健康保険制度の抜本的な改革 【厚生労働省】

- (1) 他の医療保険制度との一本化など抜本的な制度改革の早期実現, 及び我が国の医療保険制度の将来像の提示
- (2) 制度改革実現までの財政措置の拡充
 - ・ 国庫負担率の引き上げ
 - ・ 国民健康保険財政基盤強化策の更なる拡充
 - ・ 特定健康診査及び特定保健指導に対する財政措置の拡充
- (3) 子ども医療費(小学生以上分)等の地方単独事業の実施に伴う, 国庫負担金の減額調整措置の撤廃

② 文化及び経済活動への支援, 地方創生の推進

5 文化庁の機能強化及び全面的な京都移転の推進 **市・府共同提案**

【内閣官房, 文化庁】

- ◎ (1) 文化庁の更なる機能強化及び予算の抜本的拡充(52ページ)
- ◎ (2) 令和2年度から新設された参事官(文化観光担当)及び参事官(食文化担当)の京都への移転(52ページ)
 - (3) 文化庁地域文化創生本部の取組の拡充及び文化庁移転に向けた機運醸成の取組強化
- ◎ (4) 「古典の日」法制化10周年を契機とした「古典の日フォーラム」の文化庁との共同主催(52ページ)
 - (5) 文化関係独立行政法人(国立文化財機構, 国立美術館, 日本芸術文化振興会)の効果的な広報発信・相談機能の京都設置

6 文化遺産の保存・活用に対する支援等

【文化庁】

- (1) 文化遺産の保存・活用や防災対策のための財政支援及び税制優遇の一層の拡充
- ◎ (2) 無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度創設に係る着実な取組の推進並びに財政支援(54ページ)
- ◎ (3) 文化財保存活用地域計画に基づき, 市町村が実施する未指定文化財の保存・活用への財政支援(56ページ)

7 文化・芸術に対する支援等

【総務省, 文部科学省, 文化庁, 経済産業省】

- (1) アート市場活性化に向けた企業・個人がアート作品を購入・寄附する際の税制優遇措置の検討
- (2) MANGA ナショナル・センター構想における日本のマンガ文化の総合拠点である「京都国際マンガミュージアム」の活用
- (3) 2025年国際博覧会(大阪・関西万博)の成功に向けた活動の強化
- (4) 和装(きもの文化), 日本酒, 華道, 茶道, 庭園文化等の「和の文化」のユネスコ無形文化遺産への登録に向けた取組・支援
- (5) 伝統芸能の活性化に向けた, 伝統芸能に関する総合的な相談支援体制の充実や, 関係団体とのネットワーク構築等の推進のための支援
- (6) 京都駅東部エリアへの移転を契機とした京都市立芸術大学の自主・自律的な運営の実現に向けた措置

8 京都らしい町並み景観の保全を推進するための法整備や地域の文化を象徴する歴史的建築物(京町家等)の保全及び継承を推進するための相続税の軽減措置等

【文化庁, 国土交通省】

- ◎ (1) 屋内から屋外に向けた広告(屋内広告物)の規制に係る法整備等(44ページ)
- (2) 地域の文化を象徴する歴史的建築物(京町家等)に係る相続税に関し、軽減措置の対象への追加及び公開などで活用する場合の納税猶予制度の創設
- (3) 地域の文化を象徴する歴史的建築物(京町家等)の増改築等の円滑化を図るための建築基準法における制度改善及び防火仕様の告示化等

9 日本文化を支える伝統産業の振興

【経済産業省】

- (1) 伝統産業の存続に向けた国の指定する「伝統的工芸品」の指定拡大
- (2) 担い手育成や販路開拓, 新商品開発等の取組への支援など, 地方自治体が指定する伝統産業品に対する支援の拡充

10 新たなイノベーションの創出や京都経済の持続的な成長に向けた支援

市・府共同提案

【内閣府, 文部科学省, 経済産業省】

- (1) スタートアップへの補助制度の創設など, スタートアップ・エコシステム形成に向けた支援の充実
- (2) 「地方拠点強化税制」の継続及び拡充型の本市全域への優遇対象拡大

11 違法「民泊」の根絶及び「民泊」の適正な運営の確保に向けた, 国における指導監督の徹底, 地域の実情を踏まえた法制度への見直し

【厚生労働省, 観光庁】

- (1) 国内外の仲介サイトの取締をはじめ, 住宅宿泊仲介業者等への指導・監督の徹底
- (2) 更新性の許可制度の導入や法における条例委任の範囲拡大など, 地域の実情を踏まえた柔軟な運用が可能となるような, 法改正を視野に入れた課題の検討, 制度の見直し

(◎のある項目は説明用資料(15ページ以降)を参照)

12 地域企業の担い手確保等への支援充実

【厚生労働省】

- (1) 地域の実情を踏まえた「地域企業」の担い手確保・定着支援及び若者の就職支援をするための新たな交付金制度の創設等
- (2) 同一労働同一賃金の実現に向けた支援の充実
- (3) 就職活動におけるハラスメントの防止対策の強化

13 安全・安心な食生活と全国の生産者、世界に誇る「京の食文化」を支える京都市中央市場の持続可能な運営及び再整備に対する財政支援

【農林水産省】

- (1) 中央卸売市場の整備に対する交付金の財源確保及び財政支援の充実
- (2) 物流の効率化や労働環境改善に資するシステム導入等に対する財政支援の充実
- (3) コロナ禍で影響を受けた市場関係者をはじめとする中間流通業者に対する財政支援

◎ 14 国立京都国際会館における多目的ホールの、5,000人規模への拡張整備の早期実現

市・府共同提案

【財務省, 国土交通省】

(34 ページ)

◎ 15 京都・近畿の活力あるまちづくりのための、国有地の活用の検討

【法務省, 国土交通省】

(36 ページ)

③ 安心安全, 環境にやさしいまちづくりの推進

16 安心安全なまちづくりのための社会資本整備や総合的な防災対策の推進

【林野庁, 国土交通省】

- ◎ (1) 国の財源の確保・拡充(30ページ)
- (2) 成長戦略に資する道路整備の推進に必要な財政支援
- (3) 道路の更なる防災機能強化
- (4) 山林における倒木対策や災害に強い森林づくりのための支援制度の拡充等
- (5) 局地的な集中豪雨等に備えた総合的な浸水対策の推進
- (6) 橋りょう健全化対策や舗装及びトンネルの長寿命化の推進に必要な財政支援

17 多様な整備手法による, 着実かつ迅速な無電柱化の推進

【国土交通省】

- (1) 国による継続的かつ安定的な財政支援
- (2) 国の働きかけによる更なる無電柱化推進のための技術開発の促進(地上機器の小型化や通信引込設備の無線化など)
- (3) 無電柱化の更なる推進を図るため, 電線管理者等による単独地中化の促進に向けた財政支援(無電柱化の設計費・工事費の助成など)
- (4) 国直轄事業における無電柱化事業の推進

18 街路樹や公園樹木の更新, 公園再整備の推進等

【総務省, 国土交通省】

- (1) 街路樹や公園樹木の更新に対する要件緩和, 緑の空間整備への財政支援
- (2) 地域の憩いの場となる公園再整備のための財政支援
- (3) 世界トップレベルの自転車共生都市・京都の実現に向けた取組に対する財政支援

19 被災者支援体制の強化

【内閣府, 消防庁】

- (1) 被災者生活再建支援法の適用基準の見直し等
 - ・ 同一自然災害における全被災区域での法適用
 - ・ 支援対象被害区分の拡大～全壊・大規模半壊・中規模半壊に加えて, 半壊・一部損壊まで対象拡大～
- (2) 避難所の機能強化, 環境改善などの防災対策を推進するため, 長期間, 幅広く活用できる支援制度の拡充
- (3) 発災時の被害認定調査から災証明書の発行までを網羅した被災者支援システムの構築

20 原子力災害対策の強化

【内閣府, 原子力規制委員会】

原子力災害対策の強化に向けた緊急時モニタリング体制の整備及び避難道路の整備など関係周辺自治体への財政的支援の拡充

21 下水道事業に対する支援の充実等

【総務省, 国土交通省】

- (1) 下水道事業における国土強靱化のための財源の確保
- (2) 下水道事業における減収に対する財政支援
- (3) 高金利建設企業債の借換制度の創設(3%以上での借換実施)

22 老朽化した水道施設の更新や耐震化等に対する財政支援の拡充等

【総務省, 厚生労働省】

- (1) 水道施設の老朽化対策及び耐震性の向上に対する, 国の財政支援制度における採択基準の拡充・緩和及び補助率の引上げ
- (2) 上水道事業における減収に対する財政支援
- (3) 旧簡易水道施設整備に対する国庫補助制度の創設
- ◎ (4) 配水管の法定耐用年数の見直しについて(32ページ)
- (5) 高金利建設企業債の借換制度の創設(3%以上での借換実施)

23 地下鉄事業の中長期的な安定運営に向けた支援

【総務省, 国土交通省】

- ◎ (1) 経営危機に直面する地下鉄事業に対する支援(20ページ)
- (2) 烏丸線への可動式ホーム柵の設置促進に対する支援
- (3) 地下鉄駅出入口の浸水対策に対する補助金の確保
- (4) 鉄道施設の改修・更新事業に対する補助制度の拡充
- (5) 既存建築物の省CO₂改修支援事業における駅設備等への補助対象の拡充
- (6) 高金利建設企業債の借換制度の創設(3%以上での借換実施)
- (7) 鉄道事業用トンネルの法定耐用年数の延長(60年⇒75年)
- (8) 特例債制度の継続及び財政措置

24 市バス事業の中長期的な安定運営に向けた支援

【総務省, 厚生労働省, 国土交通省】

- ◎ (1) 経営危機に直面する市バス事業に対する支援(20ページ)
- (2) バス車両の更新や設備の整備に対する補助金の確保
- (3) バス運転士や整備士の担い手不足に対応するための支援
- (4) バス車両の実際の使用年数(本市では約18年)を踏まえた企業債償還期間(現行5年)の延長

25 都市部における交通渋滞や, 市民・観光客のマイカー依存の解消等に向けた新たな制度・仕組みの構築等

【国土交通省】

- (1) MaaSの推進に向けて, 各交通事業者等が保有する関連データの活用を進めるための更なる財政支援等
- (2) 自動運転などの次世代技術の実用化に向けた開発の促進
- ◎ (3) 持続可能な住民主体の運送サービスに向けた安定的な支援(42ページ)

26 空き家の活用に向けた実効性ある対策

【総務省, 国土交通省】

- ◎ (1) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象拡大(46ページ)
- (2) 固定資産税における住宅用地特例を適用除外とする基準の明確化

(◎のある項目は説明用資料(15ページ以降)を参照)

27 2050年までの脱炭素社会構築に向けた抜本的な転換を促進する取組の支援等

【総務省, 農林水産省, 経済産業省, 資源エネルギー庁, 環境省】

- ◎ (1) 脱炭素社会及び原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会の構築に向け、再生可能エネルギーの主力電源化に係る支援措置の充実など、必要な取組の推進
(58 ページ)
- ◎ (2) 地域気候変動適応センターの設置をはじめ、適応策の取組への財政支援の拡充
(60 ページ)
- (3) 国際社会における「IPCC 京都ガイドライン」の早期合意と愛称定着に向けた取組促進
- (4) 国を挙げた「京都議定書誕生 25 周年」に係る発信及び取組の促進

④ 国土の調和ある発展

28 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築 市・府共同提案

【国土交通省】

- ◎ (1) 堀川通の機能強化(バイパス整備等)に向けた早期の事業計画策定、京都南ジャンクション(仮称)などの着実な推進(38ページ)
- ◎ (2) 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討(39ページ)

29 北陸新幹線(敦賀以西ルート)の円滑な整備の推進、地元負担の実質ゼロ乃至極小化及び関西国際空港への延伸 市・府共同提案

【国土交通省】

- ◎ (1) 市民生活や経済活動への影響に最大限配慮した北陸新幹線(敦賀以西ルート)の円滑な整備の推進(40ページ)
- ◎ (2) 地元負担実質ゼロ乃至極小化のための支援(41ページ)
- ◎ (3) 関西国際空港への延伸(41ページ)

30 リニア中央新幹線の京都誘致の実現等について 市・府共同提案

【国土交通省】

京都を通る整備ルートの選定と大阪までの早期開業

⑤ 大都市財政の実態を踏まえた財源の確保等

◎ 31 自治体システム標準化の円滑な推進

【内閣官房, 総務省】

自治体システム標準化に係る早期の制度設計と自治体への確実な財政措置(48ページ)

32 マイナンバーカードの普及促進に必要な仕組みの構築及び財政措置

【総務省】

◎ (1) マイナンバーカードの飛躍的な普及促進につながる仕組みの構築と自治体におけるマイナンバーカード交付事務等に対する確実な財政措置(50ページ)

◎ (2) デジタル手続法に基づき必要となるシステム対応に対する十分な財政措置

(51ページ)

33 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止など、大都市財政の実態を踏まえた財源の確保等

【内閣府, 総務省, 観光庁】

◎ (1) 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止(16ページ)

◎ (2) 公共施設等適正管理推進事業債の対象事業の拡大及び恒久化(22ページ)

(3) ふるさと納税制度の制度本来の趣旨に基づいた運用の推進

(4) 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

(5) 大都市特有の財政需要を考慮した法人所得課税, 消費・流通課税などの配分割合の拡充強化

(6) 新たな大都市制度「特別自治市」の創設や, それまでの国及び道府県からの事務権限の移譲と自主財源の保障

說明用資料

【提案・要望事項】

1 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- ① 地方交付税の総額確保と臨時財政対策債の廃止
- ② 大都市に偏重した交付税の削減の見直し
- ③ 観光の振興や課題解決に係る財政需要の的確な反映

① 地方交付税の総額確保と臨時財政対策債の廃止

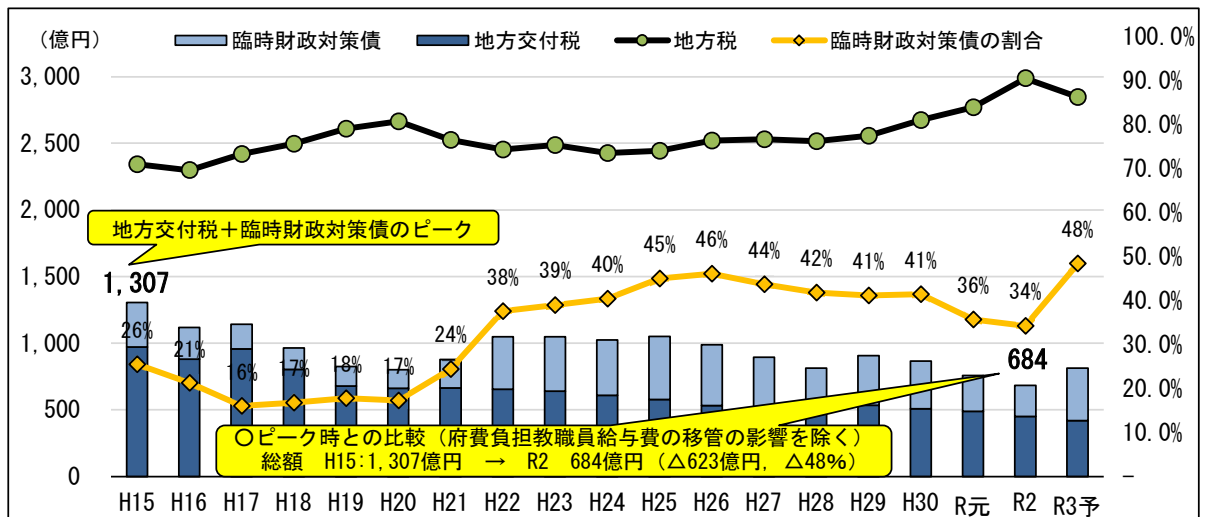
1 提案・要望

- (1) 算定過程を明らかにしたうえで、財政需要の増大や税収の減少等を的確に見込むことで、地方交付税の必要額を措置するとともに、必要な一般財源を確保すること。
- (2) 地方交付税の必要額の確保に当たっては、法定率の更なる引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

2 現状・課題

- (1) 平成 16 年度以降、国の三位一体の改革により、地方交付税は大きく減少している。とりわけ近年は地方税が増加傾向にあるため、より顕著に地方交付税は減少している。

<京都市の地方交付税・市税収入等の推移（交付税はピーク時から 623 億円・△48%の減）>



- (2) また、本市の地方交付税算定における基準財政需要額総額は、この 16 年間で大きく減少（△209 億円）している。内訳としては、高齢化の進展に伴い、社会福祉関係の経費に係る需要額が大きく増加している一方、地域振興費・包括算定経費などの国の義務付けの弱い経費や、公債費は大きく減少しており、社会福祉関係の増加分を他の費目で削減するような算定となっている。

<基準財政需要額の推移 (H15 から 209 億円の減) >

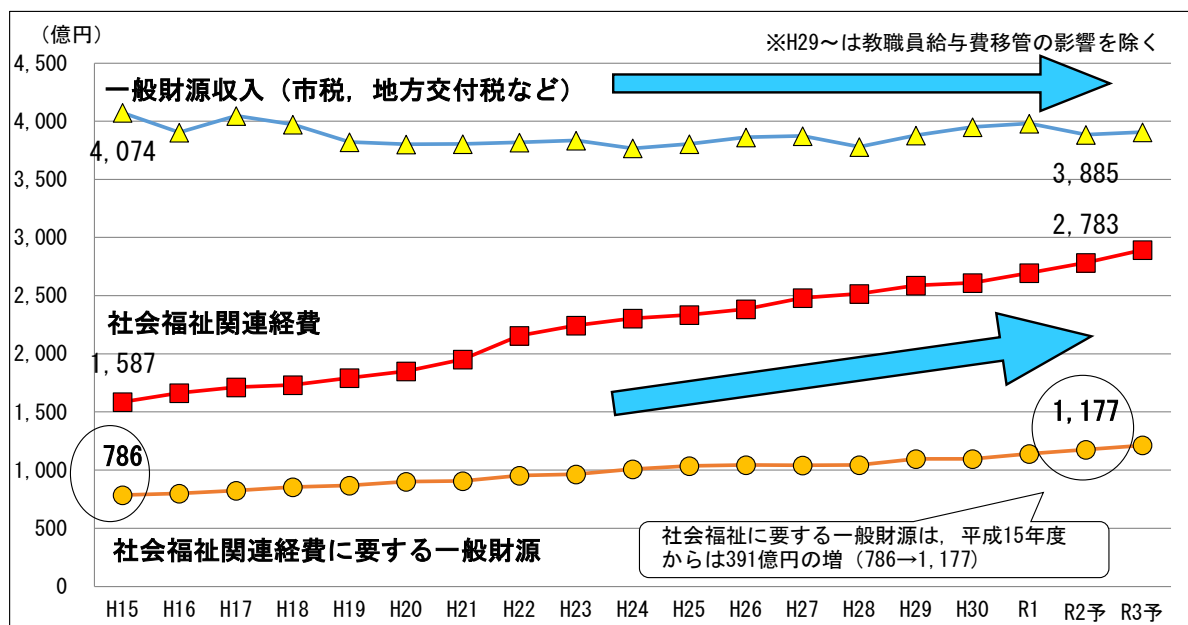
(単位：億円)

項目	H15	H20	H25	R2	H15→R2	
基準財政需要額	3,138	2,887	2,910	2,929	△209	△6.7%
社会福祉関係の経費 (生活保護費, 社会福祉費, 高齢者保健福祉費等)	781	906	1,144	1,277	+496	+63.5%
公債費 (事業費補正を含む)	638	627	551	524	△115	△18.0%
うち, 臨時財政対策債の償還	(3)	(70)	(114)	(231)	(+228)	(+7600%)
上記以外のサービスに要する経費	1,719	1,354	1,215	1,128	△590	△34.4%
うち, 地域振興費 (H19新設)		220	221	178	[H20→R2 △42]	
うち, 包括算定経費 (H19新設)		234	223	183	[H20→R2 △50]	

※府費負担教職員給与費の移管の影響を除く

- (3) 地方交付税を含む一般財源収入が伸び悩む一方で、社会福祉関連経費は一貫して増加しており、必要な一般財源を十分に確保できておらず、厳しい財政運営を強いられている。

<一般財源収入及び社会福祉関連経費の推移>



② 大都市に偏重した交付税の削減の見直し

1 提案・要望

この間の小規模自治体にとって有利とみられる算定方法を，小規模市町村への影響も見つつ，段階的に見直しを図ること。

2 現状・課題

この間，事業費補正や包括算定経費等の新設など投資的経費に関する算定の見直しや，地方創生を推進するために新たに措置された歳出項目により，比較的，小規模市町村に有利な交付税の算定※となっている。

※ 小規模市町村に有利な算定については，本市の外部有識者会議である「京都市持続可能な行財政審議会（会長：小西砂千夫氏）」からも答申を受けている。

<参考：基準財政需要額の算定の見直しなどの状況>

- 公共投資事業にかかる事業費補正の見直し
- 包括算定経費・地域振興費の新設（投資的経費の統合）
- 地方創生を推進するための新たな歳出項目（人口減少等特別対策事業費，地域社会再生事業費など）

人口一人当たりの市税・地方交付税等の増減の状況

（単位：千円）

項目		H15年度	R元年度	増減額	増減率
京都市	一般財源	266	261	△5	△1.7%
	うち市税＋府税交付金	177	211	34	+19.4%
	うち地方交付税・臨財債	89	50	△39	△43.4%
指定都市 その他	一般財源	262	254	△8	△2.9%
	うち市税＋県府税交付金	206	221	15	+7.2%
	うち地方交付税・臨財債	55	33	△22	△40.6%
中核市	一般財源	215	228	13	+6.0%
	うち市税＋県府税交付金	162	177	15	+9.3%
	うち地方交付税・臨財債	53	50	△3	△4.0%
市町村 その他	一般財源	242	271	29	+11.8%
	うち市税＋県府税交付金	138	166	28	+20.0%
	うち地方交付税・臨財債	104	105	1	+1.0%

※一般財源は地方財政状況調査の数値。人口は直近の国勢調査の数値。

※指定都市（京都市を含む）の数値は県・府費教職員給与費の移管の影響を除く。

3 本市の危機的な財政状況

このような状況のなか，本市の財政状況は指定都市の中でもとりわけ厳しい状況にあり，財政調整基金の残高もゼロとなっている。また，減債基金の計画外の取崩しを行っており，数年後には，減債基金すらも枯渇しかねない状況にある。

<財政調整基金残高の推移>

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
京都市	5億円	14億円	0億円	13億円	36億円	0億円	0億円
指定都市平均	207億円	213億円	204億円	206億円	200億円	202億円	

③ 観光の振興や課題解決に係る財政需要の的確な反映

1 提案・要望

- (1) ごみ処理や文化財保護など、観光の振興や課題解決に係る財政需要を的確に反映した「観光費」を普通交付税の算定項目として創設すること。
- (2) そのために必要な指標として、また、地域における観光施策の企画・立案の活用に資するものとして、市町村ごとの観光客数など、全国的かつ客観的な統計を早急に整備すること。

2 現状・課題

- (1) 本市は大都市特有の財政需要に加え、観光立国・文化芸術立国に貢献する独自の取組を展開しており、他都市にはない財政需要が発生しているが、地方交付税の算定においては、「観光」に係る財政需要が的確に反映されていない。
- (2) 例えば、清掃費については、観光地のごみ処理に係る割増はあるものの、算定に用いられる指標は「観光客数」ではなく「入湯税納税義務者数」であり、「温泉地」以外の財政需要が反映されていない。
本市としては、観光庁実施の全国観光入込客統計による「観光客数」を指標として採用すべきと考えているが、市町村単位の公表数値が存在しないことを理由に交付税算定には用いられていない。
- (3) また、特別交付税において、「観光立国の推進に要する経費」が措置されているが、その算定にあたっては、全国一律の上限額が設けられている。

<参考：本市の観光ごみ処理経費（R元決算）>

項目	需要額	実経費
清掃費	15百万円	800百万円

【提案・要望事項】

2 経営危機に直面する市バス・地下鉄事業に対する支援

1 提案・要望

- (1) 将来に渡り、「市民の足」としての役割を担う市バス・地下鉄を維持・確保するため、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」について、予算を大幅に増額したうえで、著しく経営状況の悪い地下鉄事業を補助対象に含めるとともに、期間を限定した実証運行ではなく、年間を通じた運行経費についても補助対象とすること。
- (2) 加えて、特別減収対策企業債について、無利子での貸付制度とするなど、財政措置を拡充するほか、償還期間を延長すること。
- (3) さらには、これらの支援について令和4年度も継続するとともに、今後もお客様の早期回復は見込めず、また、新しい生活スタイルの定着等により新型コロナウイルス感染症の発生前には戻らない見込みであることから、新型コロナウイルス感染症の収束後も、公共交通を維持・確保していくため、更なる抜本的な支援制度を構築すること。

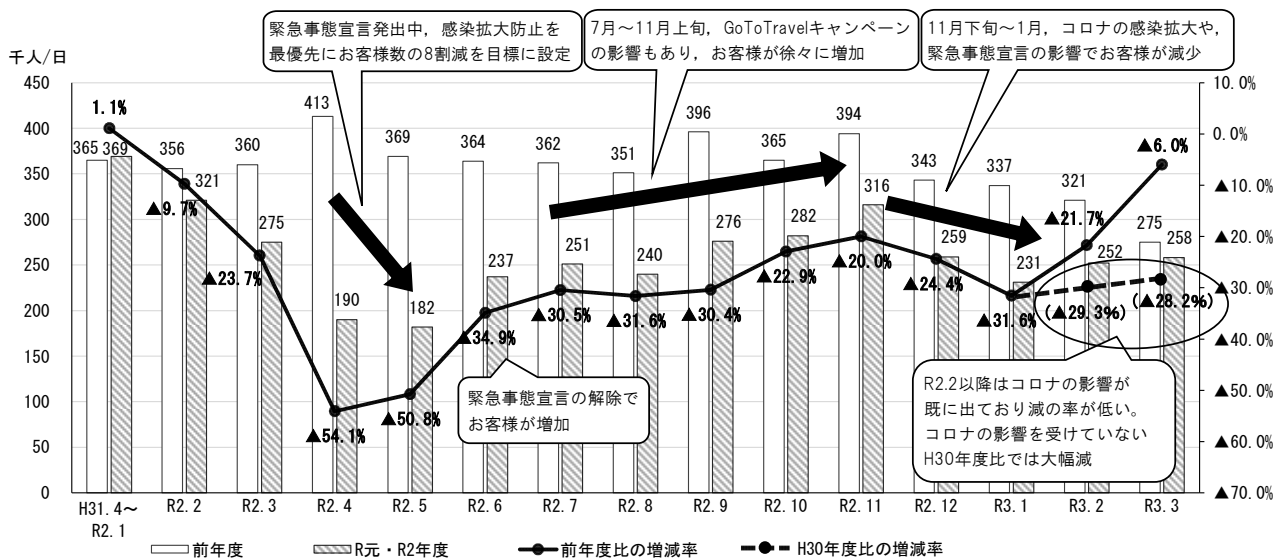
2 市バス・地下鉄事業の経営状況

(1) お客様数の状況

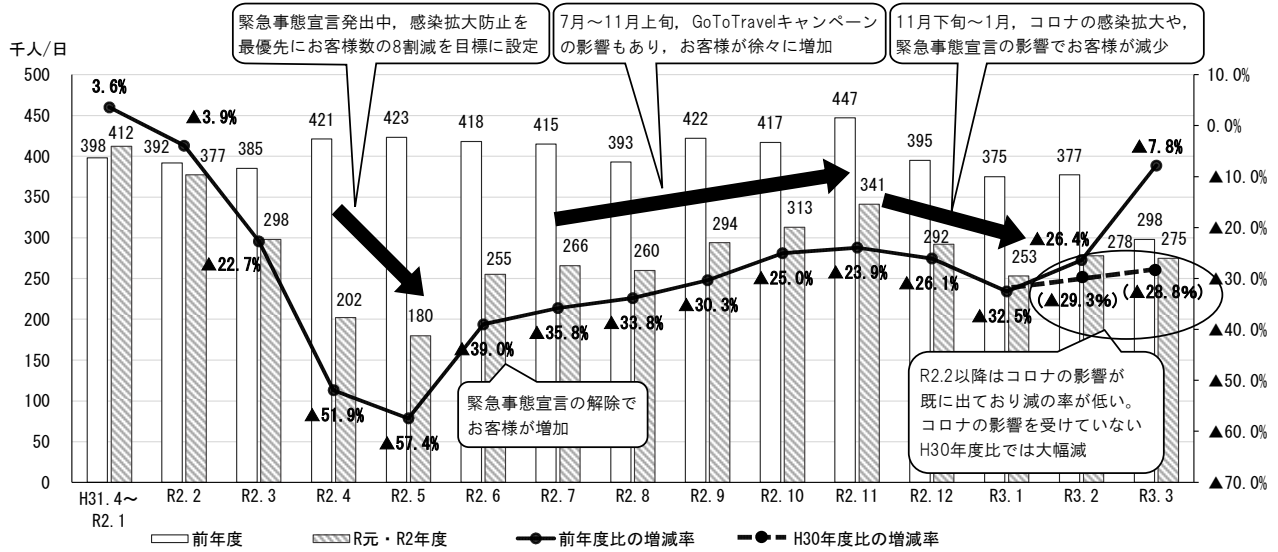
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、市バス・地下鉄のお客様数は大幅に減少し、令和2年度の運賃収入は対前年度比で、市バスで▲61億円(▲30%)、地下鉄で▲88億円(▲34%)の減となっている。さらに令和3年4月のお客様数も対前々年度比で減少しており、市バスで▲135千人/日(▲35.7%)、地下鉄で▲274千人/日(▲36.7%)となっている。(市バスは計数機、地下鉄は改札通過人員)

< 1日当たりのお客様数の推移 >

①市バス事業

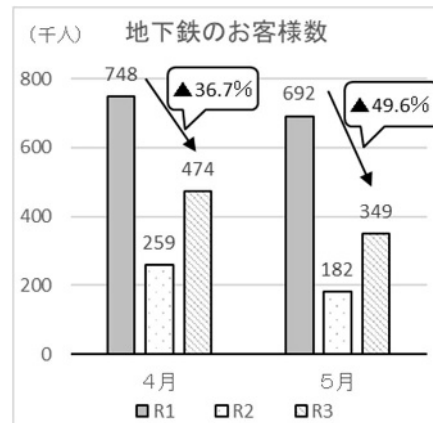
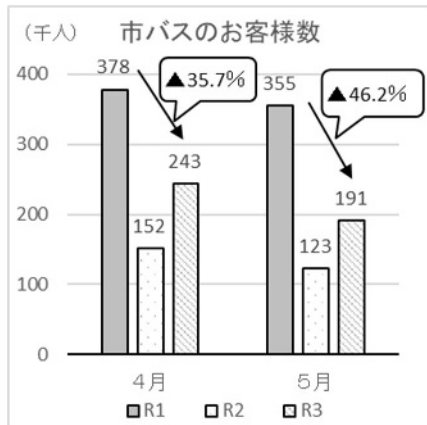


②地下鉄事業



(参考) 令和3年4月、5月※のお客様数(市バスは計数機、地下鉄改札通過人員)

※5月19日時点



(2) 令和2年度決算見込み及び令和3年度予算

- 令和2年度の決算見込みの経常損益は、市バス事業で▲56億円、地下鉄事業では▲61億円の赤字となる見込みである。特に地下鉄事業は、東西線の建設時期がバブル期と重なったことなどから、コロナの影響を受ける前から、300億円を超える資金不足を抱えていることに加え、運賃収入が大幅に減少したことにより、資金不足比率が経営健全化基準である20%を大きく超え、新型コロナウイルス感染症対策として措置された特別減収対策企業債を発行しても、令和2年度決算をもって経営健全化団体となる見込みである。
- 本市では大学生や観光客の御利用が多いことから、テレワーク等の新たな生活スタイルの定着に加え、大学におけるオンライン授業の浸透、海外からの観光客の動向を踏まえると、今後のお客様数の大幅な回復は見込めず、令和3年度予算では、市バス事業は経常損益▲56億円の大幅な赤字となり、累積赤字へと転落する。また、地下鉄事業は経常損益▲58億円の大幅な赤字となり、累積資金不足は過去最大を更新する見込みである。

【提案・要望事項】

3 公共施設等適正管理推進事業債の対象事業の拡大及び恒久化

1 提案・要望

長期的な視点で、計画的な対策が進められるよう、恒久的な措置とした上で、公共施設だけでなく、公用施設、社会基盤施設も含めた全体の適正管理・適正配置を更に促進するため、制度要件を大幅に緩和するよう求める。

2 現状・課題

- (1) 公共施設等の適正管理・適正配置の取組を推進するため、現在、交付税措置のある地方債として「公共施設等適正管理推進事業債（以下「公適債」という。）」の発行が認められている。
- (2) 公適債の対象は、「集約化・複合化」「長寿命化」「転用」「立地適正化」「ユニバーサルデザイン化」「市町村役場機能緊急保全」「除却」の7事業となっており、事業内容に応じて約20%から45%の交付税措置がある。
- (3) 本市においても公適債を活用し、「長寿命化」事業等を進めているが、公適債は令和3年度までの時限措置であることから、今後、財政負担が障壁となり、必要な事業を実施できないおそれがある。
- (4) また、「集約化・複合化」を除いて国費対象外の単独事業のみが対象であること、多くの事業で庁舎、消防署等の公用施設が対象外となっていること、「長寿命化」事業のうち道路の舗装整備については舗装の表層のみが対象とされ、損傷度が高い下層部分を含む修繕が対象外となっていることなど、制度開始当初から起債要件が厳しい状況にある。

(参考) 公適債の事業一覧

事業名	対象施設	対象外施設	交付税措置
①集約化・複合化	公共施設		市負担の 45%
②長寿命化	公共施設 道路橋りょう等の社会基盤施設 (小規模単独事業に限定)	公用施設 (庁舎, 消防署等) 公営住宅 公営企業施設	市負担の 27%
③転用	公共施設		
④立地適正化	公共施設		
⑤ユニバーサル デザイン化	公共施設 公用施設(庁舎, 消防署等)		
⑥市町村役場機能 緊急保全	市町村役場(本庁舎)の建替え	区役所	市負担の 22.5%
⑦除却	公共施設, 公営住宅 公用施設 (庁舎, 消防署等)	公営企業施設	なし

3 本市における活用状況

事業名	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
集約化・複合化	—	0.7 億円	9.6 億円	7.1 億円
長寿命化	—	1.0 億円	10.8 億円	9.4 億円
市町村役場機能 緊急保全	—	—	—	6.1 億円
除却	0.4 億円	0.6 億円	1.3 億円	0.8 億円

※令和 2 年度は補正後の予算額, 令和 3 年度は当初予算

本市では、公共施設に係る現状と課題を分析し、施設の長寿命化や施設保有量の最適化などにより、施設を最適に維持管理し、有効活用を図る「公共施設マネジメント」に取り組んでおり、公適債の延長と要件緩和によって、これらの取組の推進につながる見込み。

【提案・要望事項】**4 子ども・子育て支援の充実**

- ① 質の高い保育と担い手確保に向けた、職員配置基準の抜本的な見直し及び職員処遇に係る十分な財政支援
- ② 認定こども園における公定価格に係る定員区分の見直し

- ① 質の高い保育と担い手確保に向けた、職員配置基準の抜本的な見直し及び職員処遇に係る十分な財政支援

1 提案・要望

現在、検討されているこども庁の創設を機に、52年前から変わっていない保育士配置基準の抜本的な見直しを行うこと。また、職員処遇の更なる改善に向けた十分な財政支援を行うこと。

2 現状・課題

本市においては、平成29年度には「子ども若者はぐくみ局」を創設したうえで、市民の身近な窓口である区役所・支所に「子どもはぐくみ室」を設置し、子育てに関する施策を総合的かつ積極的に推進している。

こうした中、現在、国においては、子育て環境の充実に向けこども庁の創設等を検討されているが、広く子育てとして見た場合、この間、学校教育においては小学校35人制や教科担任制の導入に向け、見直しが進められている一方で、保育士配置基準全体は52年前、特に5歳児クラスは73年前から変わっておらず、教育・保育機関の違いのみで異なる制度設計となっている。

また、全国的にも喫緊の課題である保育の職員不足の解消に向けては、職員処遇の更なる改善が不可欠である。

3 本市の取組

本市では、条例による国基準を上回る保育士配置基準（約15億円）に加え、職員処遇の改善等の観点から、約36億円の独自予算を計上するなど、これまでから保育士の質の向上及び確保に努めてきた。

その結果、保育士の配置基準は国の1.33倍、保育士平均年収は全国平均の1.34倍と着実な成果を上げているが、一方でこれらには多額の財政負担も伴うことから、本市の危機的な財政状況を鑑み、現在、持続可能な子育て支援施策の実現に向けた検証を進めている。

【保育士配置基準（子ども：保育士）】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
国※1	3 : 1	6 : 1	6 : 1	20 : 1	30 : 1	30 : 1
京都市		5 : 1※2		15 : 1	20 : 1	25 : 1

※1 国の基準全体は52年前、特に5歳児クラスは73年前から変わっていない

※2 1歳7箇月に満たない子どもについては、4 : 1まで保育士を加配できるよう助成を実施

② 認定こども園における公定価格に係る定員区分の見直し

1 提案・要望

- ・ 認定こども園における給付費単価に係る定員区分については、1号認定子どもと2号認定子どもそれぞれの定員に応じて設定するのではなく、保育の実態に合わせて、単価を設定すること。
- ・ 2号認定子どもから1号認定子どもに振り替える際の取扱いルールを定め、そのルールに従わない場合の減算措置等についても創設すること。

2 現状・課題

認定こども園については、既存施設（保育園及び幼稚園）からの移行を促進するため、幼児教育の供給過剰区域においても認可又は認定を可能とする特例が設けられている。

また、認定こども園については、1号認定子どもと2・3号認定子どもの2種類の定員が設けられており、各々の定員区分に応じた1人当たり単価で給付費が支払われるほか、年度途中であっても、保護者の事情（退職等）に応じて、2号認定子どもから1号認定子どもへと変更することが可能とされている。

本市では、保育園由来の認定こども園においては、定員の少ない1号認定子どもの単価の方が2号認定子どもの単価よりも高くなっており、この中で、年度途中に2号認定子どもから1号認定子どもに変更する事例が多々見られ、実態としては、同一の保育室等で一緒に教育・保育を受けているにも関わらず、結果として、1号認定子どもへの変更後の高い単価で給付費が支払われ、国及び地方自治体の財政負担が増加している。

3 本市の取組

本市の認定こども園については、1号認定子どもへの供給が需要を上回る中、幼稚園との共存を図りつつ、保護者の事情（退職等）に応じた対応を可能とするため、1号認定子どもの定員上限を2・3号認定子ども定員の3%までとする独自ルールを設けているが、園が独自に、2号認定子どもから1号認定子どもに移行させることで、過剰な給付が行われているケースが発生している。

こうした場合であっても、本市の取扱いは独自ルールであることから、ルールが守られなかった場合であっても、減算等ができず、実績に応じて給付費を支払っている。

【1人当たり給付単価の比較（1号15人定員，2・3号90人定員の場合）】（単位：円）

	3歳児	4歳児	5歳児
1号（15人定員）（A）	94,880	86,880	86,880
2・3号（90人定員）（B）	55,270	47,480	47,480
差額（A－B）	39,610	39,400	39,400

【提案・要望事項】

**5 「GIGAスクール構想」の推進に係る補助制度の充実及び財政支援の
拡充**

- ① GIGAスクール構想の運用に係る継続的な財政支援
- ② 通信環境がない世帯に対する支援

① GIGA スクール構想の運用に係る継続的な財政支援

1 提案・要望

- (1) GIGA スクール構想を持続可能なものとし、ICT を活用した教育が一層充実するよう、ICT 環境の運用・維持や管理機能の整備・強化、端末更新に係る経費などの財政支援を求める。
- (2) 学校における ICT 環境の円滑な運用及び利活用支援体制の構築に向けて、ICT 支援員及びGIGA スクールサポーターの1校1人配置等十分な財政支援策を求める。
- (3) 学習者用デジタル教科書について、義務教育教科書の無償給与と同様の財政措置を求める。加えて、指導者用デジタル教科書についても必要な財政措置を求める。

2 本市の現状・課題

- (1) 本市では令和2年度中に、国庫補助等を最大限に活用し、小学校・中学校・義務教育学校・総合支援学校における児童生徒1人1台端末の配備及び高速大容量ネットワーク環境を整備
- (2) しかし、GIGA スクール構想の推進に当たっては、1人1台端末の利活用による個別最適な学びの実現に向けた取組、ICT 環境の運用・維持や支援体制の整備、端末更新に多額の経費が必要
- (3) 各自治体はもとより、危機的な財政状況である本市においては、これらの費用を負担することは困難であり、財政支援が不可欠
- (4) 特に、学習支援ソフトウェア費用や授業・家庭学習等を行う際に子どもたちが安全・安心にインターネットを使用できるセキュリティ対策、インターネットに接続する通信回線の使用料のほか、ヘルプデスクの機能充実など運用上不可欠な管理機能の強化について継続的な財政支援が必要
- (5) 加えて、端末更新についても、多額の後年度負担が必要となるなど、各地方自治体の財政に与える影響は大きく、本市では、端末更新のたびに端末整備費として45億円程度の負担が発生する見込み
- (6) また、地方交付税措置の対象である ICT 支援員の配置や授業目的公衆送信補償費についても、十分な財政措置が講じられているとは言い難い状況
- (7) さらには、GIGA スクール構想の実現に伴い、デジタル教科書の活用についても一層推進する必要があるが、危機的な財政状況の中、児童生徒用及び教職員用の導入費用を確保することは困難

＜GIGA スクール構想の推進に当たり、令和3年度に本市で負担することとなる費用＞
 (単位:億円)

学習支援ソフトウェア	セキュリティ対策	インターネットに接続する通信回線の使用料	ヘルプデスクの機能充実	端末整備費	ICT支援員の配置	授業目的公衆送信補償費	デジタル教科書
0.9	1.0	0.7	2.2	なし (4年後に45億円程度必要)	1.8	0.2	なし (デジタル教科書実証事業によりR3は国費負担。R4以降は未定。)

② 通信環境がない世帯に対する支援

1 提案・要望

緊急時・平時に関わらず、家庭でのオンライン学習に必要な整備費用や各家庭の通信費負担に対して自治体が支援する経費についても、国庫補助対象とするなどの財政支援を求める。

2 本市の現状・課題

- (1) 臨時休業等の緊急時に家庭でのオンライン学習等に活用することを想定し、整備端末の一部についてLTE対応端末を調達し、通信環境がない家庭に端末を貸与
- (2) 貸与したLTE対応端末を利用する際に生じる通信費は本市負担とする支援策を実施しているが、危機的な財政状況の中、こうした費用を毎年度確保することは困難
- (3) また、緊急時のみならず、平時においても端末を家庭に持ち帰り、家庭学習において活用していくことが求められているが、この場合における家庭の通信費負担についても、同様に支援策が必要。しかし、当該支援策の実現には多額な費用負担が必要であり、自治体の財政力によって格差が生じる懸念がある。

LTE対応端末の通信費（準要保護世帯(約13,500世帯)を公費負担の対象とした場合)

1.6億円(年間)

【提案・要望事項】**6 新学習指導要領への対応や喫緊の教育課題の克服に向けた教職員定数の抜本的改善****1 提案・要望**

- (1) 新たな学びへの対応やきめ細かな指導体制を実現するとともに、学校における働き方改革の一層の推進を図るため、中学校における35人学級や、特別支援学級の学級編制基準の引き下げをはじめとした、教職員定数の抜本的な改善を求める。
- (2) 新学習指導要領のもとでの授業改善やGIGAスクール構想の運用等、様々な教育課題や地域の実情に応じて配置されている少人数指導等の加配定数の維持・充実及び段階的な基礎定数化に伴う積算基準の緩和を求めるとともに、スクールカウンセラー等専門職の配置・充実についても財政措置を求める。

2 本市の取組

- (1) 法制化に先駆け、平成15年度以降、独自予算で小学校1, 2年生における35人学級を順次実施。必要となる教員については、構造改革特別区域の認定を受け、市町村レベルとしては、全国で初めて市独自予算による常勤講師を任用
- (2) さらに、平成19年度以降、独自予算で中学校3年生の30人学級を実施
- (3) また、京都府と協調し、平成15年度以降、小学校1, 2年生において、非常勤講師を配置し、複数教員による指導を充実するなど、きめ細かな指導体制を整備
- (4) こうした取組の結果、1学級当たりの児童生徒数が、小・中学校ともに、平均30人前後となるなど、指定都市最高水準の指導体制を実現

【参考】1学級当たりの児童生徒数（令和2年5月1日現在）※令和2年度学校基本調査（文部科学省）から算出

	小学校	中学校
京都市	28.82人	31.63人
指定都市平均	30.78人	34.83人

3 現状・課題

- (1) 新学習指導要領のもとでの授業改善やGIGAスクール構想による1人1台端末の利活用など、教育活動が大きな変革期を迎えるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応も必要となる中、教員の多忙化解消や更なる負担軽減に向けた教職員定数改善の必要性が高まっている。
- (2) また、義務教育標準法の改正に伴い、小学校については、令和3年度から5年間で、段階的に35人学級が実施されることとなったが、引き続き、少人数教育のための人員配置や小学校における専科教員の配置拡大等、教職員定数の抜本的な改善が必要
- (3) 加えて、一部加配定数について、対象となる児童生徒数等に基づいて積算される法定の基礎定数へ変更されたところだが、特に日本語指導と初任者研修担当教員加配については、段階的な基礎定数化に伴って配当数が今後減少し、かえって取組の後退を招く可能性もあるため、積算基準の緩和が必要
- (4) さらに、子ども一人一人の状況に応じたきめ細かな指導の実現に当たっては、スクールカウンセラー等、多様な専門職の確保が必要

【提案・要望事項】

7 小学校における教科担任制の導入に向けた教職員定数の確保

1 提案・要望

小学校における教科担任制の導入に伴う必要な人員配置を求める。

2 本市の取組

- (1) 小学校においては学級担任制の下，全教科を学級担任が担当することを基本としているが，専門的な教科指導及び学級担任の負担軽減を目的に，一部の教科について，学級担任以外の教員が担当する専科指導を充実させている。
- (2) 具体的には，国加配定数を活用した専科指導教員及び，市独自予算による非常勤講師（スクール・サポーター）の配置や，中学校教員の兼務を活用し，全小学校（義務教育学校前期課程を含む）で専科指導を実施
- (3) スクール・サポーターの配置については，平成 30 年度から，実施対象を従来の小学校 6 年生に加え，5 年生にも拡大するなど，専科指導の更なる充実を推進

専科指導における本市配置実績（令和 2 年度）

○スクール・サポーター（市独自措置）

小学校 151 校

※全 161 校のうち，上記以外の 10 校では中学校教員の兼務により専科指導を実施

○専科教員（国加配定数を活用）

小学校 72 校

3 課題

- (1) 令和 3 年 1 月，中央教育審議会の答申において，「小学校高学年からの教科担任制について，令和 4 年度を目途に導入する必要がある」と示された。
- (2) 教員の働き方改革の観点から，専科指導教員による教科担任制を今後さらに推進する必要があるが，そのためには学級担任とは別に専科指導教員の配置が必要である。
- (3) 中央教育審議会の答申等を踏まえ，全市的に小学校における教科担任制を導入し，専門性を持った教員による学習指導の充実及び教員の働き方改革を実現するためには，義務教育標準法の改正も含めた更なる定数改善が必須となる。
- (4) なお，近年，専科指導教員加配は充実されてきているが，ティーム・ティーチングなどの他の加配からの振り替えによるものであり，専科指導教員単独での充実が必要である。

【提案・要望事項】**8 国の財源の確保・拡充**

- ① 防災・安全交付金，社会資本整備総合交付金，個別補助事業の十分な財源確保・拡充
- ② 「防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策」による安定した財源措置

1 提案・要望

- (1) 防災・安全交付金，社会資本整備総合交付金及び個別補助事業の十分な財源確保・拡充を求める。
- (2) 「防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策」による安定した財源措置を求める。

2 本市における国土交通省交付金及び個別補助事業の活用状況

- (1) 本市では，都市基盤の強化と都市の魅力向上に資する社会基盤整備事業に対し，「防災・安全交付金」，「社会資本整備総合交付金」，道路メンテナンス事業をはじめとする「個別補助事業」を活用し，計画的に事業を推進
- (2) また，令和2年12月に閣議決定された「防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき，近年激甚化する自然災害に備え，市民の安心・安全を守るための防災・減災対策に取り組んでいる。
- (3) しかし，国土交通省から交付金・補助金が十分に措置されておらず，市民の安心・安全を確保する事業を着実に推進するためには，安定的な財政措置が必要不可欠

【令和3年度 国費の措置状況】

(単位：百万円，%)

事業区分	要望額	内示額	不足額	内示率
道路（新設，改築，のり面対策，橋りょう健全化，舗装修繕，無電柱化，自転車走行環境整備など）	2,566	2,136	430	83.2
都市再生整備計画事業	165	165	0	100.0
公園	73	61	12	83.6
河川	262	262	0	100.0
区画整理事業	396	383	13	96.7
住宅・建築物	3,261	3,070	191	94.2
古都保全・風致美観	264	252	12	95.5
下水道	4,511	3,696	815	81.9
合計	11,498	10,025	1,473	87.2

3 国土交通省の交付金及び個別補助事業の予算状況

- (1) 国土交通省は、地方自治体が実施する命と暮らしを守るインフラ再構築、地域活性化、成長戦略の推進等に資する事業について、「防災・安全交付金」等により支援しているものの、交付金・個別補助事業の予算合計は、年々、減額

【防災・安全交付金等の当初予算推移】

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
防災・安全交付金	10,406億円	7,847億円	8,540億円
社会資本整備総合交付金	8,364億円	7,277億円	6,311億円
交付金 小計 (①)	18,770億円	15,124億円	14,851億円
個別補助 (②)	1,965億円	4,550億円	4,554億円
合計 (①+②)	20,735億円	19,674億円	19,405億円

- (2) 「防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策」に関する予算について、令和2年度第3次補正予算において措置されたが、来年度以降も橋りょうの健全化や道路のり面対策，流域治水に係る事業など，防災・減災，国土強靱化に資する事業を継続的に実施する必要があるため，安定的な財政措置が必要不可欠

【提案・要望事項】**9 配水管の法定耐用年数の見直し****1 提案・要望**

世代間負担の適正化を図るとともに、減価償却費の上昇スピードを抑制するため、配水管の法定耐用年数について、適切な年数への見直しを求める。

2 現状・課題

- (1) 配水管の法定耐用年数は、現行の地方公営企業法施行規則の別表第2では、一律40年と規定されている。しかしながら、近年の技術進歩により配水管の耐久性は大きく向上しており、特にダクタイル鋳鉄管では100年という長寿命を目指した製品も開発されており、一律40年と規定する現行の地方公営企業法施行規則は実態に沿わないものとなっている。
- (2) 現状では、耐震性・耐久性に優れ、40年を超えて使用可能な新型管を選択しても、実際の使用可能年数より短期間で減価償却することとなるため、世代間負担の公平性に課題がある。

事業費負担の例

- 減価償却後（41年目以降）の使用者には、経費負担がない。

法定耐用年数（40年）	経費負担がない
実使用年数	

<参考>厚生労働省「実使用年数に基づく更新基準の設定例」（抜粋）

水道統計の管種区分	更新基準の初期設定値 (法定耐用年数)	実使用年数の設定値例	
			事故率、耐震性能を考慮した更新基準としての一案
ダクタイル鋳鉄管 耐震型継手を有する	40年	60年～ 80年	80年
ダクタイル鋳鉄管 K形継手等を有するもののうち 良い地盤に布設されている			70年
ダクタイル鋳鉄管(上記以外・不明なものを含む)			60年
ポリエチレン管（高密度、熱融着継手を有する）		40年～	60年
ポリエチレン管（上記以外・不明なものを含む）		60年	40年

※1 設定例のうち主な管種部分のみ抜粋

※2 編掛部分が主に使用されている管種

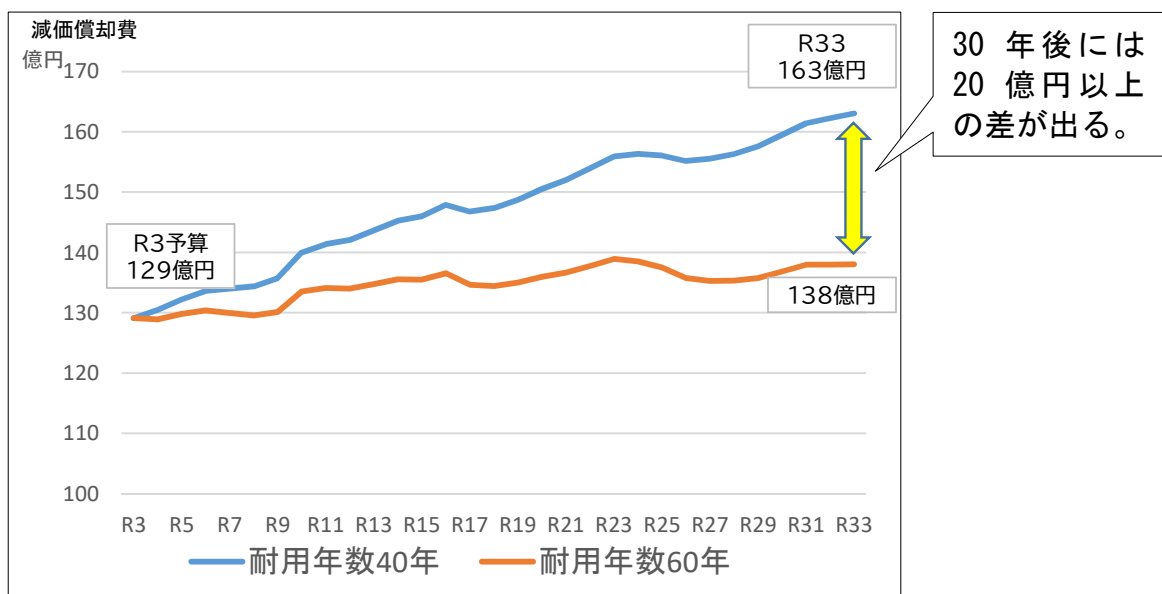
3 本市の現状・課題

- (1) 本市では、平成25年度以降、老朽管更新のスピードアップを図ってきたことから事業費も増加してきており、今後も減価償却費が大きく上昇していくことが見込まれる。
- (2) また、ここ数年、労務単価の上昇や工事の予定価格を算出する際に用いる積算基準の改定等により工事費が上昇しており、減価償却費の上昇がさらに加速化される状況にある。
- (3) 減価償却費は、取得した固定資産について、法定耐用年数の期間をかけて費用計上していくものであるため、その期間の長短により各年度の金額が大きく左右され、水道使用者から回収する水道料金の算定にも大きな影響を与える。

今後、減価償却費が上昇していく中で、水道料金の水準を適正に保つことが大きな課題となっていくものと考えている。

<参考：シミュレーションによる本市水道事業の減価償却費の推移>

設定条件：配水管更新に係る事業費 120 億円／年



※ 減価償却費には、配水管更新以外の建設改良費分を含む。

【提案・要望事項】 市・府共同提案

10 国立京都国際会館における多目的ホールの、5,000人規模への拡張整備の早期実現

1 提案・要望

過日，国及び国会議員の先生方をはじめ，多くの皆様の御尽力により，国の令和3年度予算に設計費・敷地調査費が計上され，京都の長年の悲願である5,000人規模のホールの実現に向けて大きく前進。

そして，東京オリンピック・パラリンピック，ワールドマスターズゲームズ，文化庁京都移転，大阪・関西万博等，これから令和7年にかけて，一層，日本・関西への注目が高まることとなる。

これらの上げ潮に乗って，国際会議の受入れの増加に繋げ，日本の文化振興・文化交流・世界への発信により大きな役割を果たすため，国際競争に立ち向かうことができる施設規模及び機能を備えた多目的ホールの拡張整備の早期実現を要望する。

また，拡張整備に当たっては，会館運営を担う公益財団法人国立京都国際会館や地元と十分な連携を図ることを要望する。



2 国際会議を取り巻く状況の変化

近年，国際会議を積極的に招致・開催するにあたっては，参加企業を広く募らなければならないため，企業数の増加，企業分野の多様化，ランチセッションやアトラクションによる集客といった多機能化が進んでおり，広い面積かつ間仕切りで分割が可能な多目的ホールが求められている。

3 今後の国際会議の需要にこたえるために

国立京都国際会館において，グローバルスタンダードといわれる5,000人規模の整備を目指す多目的ホールが，まずは2,500人規模で平成30年10月にオープン。

しかしながら，現状のホールでは，未だスペース不足のため，国際会議の多様化・多機能化に十分には対応できず，仮設テントの設置や離れた他会場の利用と合わせるなど，主催者に妥協を求めてようやく開催している事例が多数ある。

	開催年	会議名	内容
典型的な事例	令和元年	世界博物館会議 (ICOM) 京都会議 (参加者 4,590 人)	<ul style="list-style-type: none"> 展示場のスペース不足から、クロークを会場内に設置できず、仮設テントの設置により対応。 それでもスペースが足りず、国際会館で開く予定だった分科会が玉突きで離れた他会場に押し出される形となり、参加者はバスや地下鉄での移動を余儀なくされるとともに、昼食会場が不足し、空きスペースに座り込んで食事をとる光景が見られた。

※ 国立京都国際会館は、国内でも小規模な国際会議場であり、メイン展示場の「イベントホール」と「多目的ホール」は別棟。現行の展示場面積では国際競争に立ち向かえない。

今後、ポストコロナ時代の現地参加による会議の復活需要が見込まれることから、会議誘致の国際競争に立ち向かうため、5,000人規模へのホール拡張が早急に必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、現地参加とオンライン参加を合わせたハイブリッド会議の需要が高まるなど、多様化する近年の国際会議に柔軟に対応することが求められる。

	開催年	会議名	内容
ハイブリッド会議の事例	令和3年	第14回国連犯罪防止刑事司法会議 (京都 kongress) (参加者約 5,600 人)	<ul style="list-style-type: none"> 全体会合、第1・第2委員会、法務省主催の18イベントを含む約120のサイドイベントを開催 参加国数152か国(現地参加は13か国) コロナ感染拡大後、日本における初めての大規模国際会議。 コロナ対策に関しては、国連基準のソーシャルディスタンスの確保、入館のみならず各会場の入室者数の管理、医療チームの現地駐在、海外参加者の移動制限等、徹底した対策を図った。 ポストコロナにおける国際会議の試金石となると注目を集めた。

<参考> 国内外の主要な国際会議場の状況

都市名	会議場名等	メイン会議場等 収容人数	メイン展示場等 面積
京都市	国立京都国際会館	1,840 人	3,000 m ² +多目的ホール 2,000 m ²
福岡市	福岡国際センター・マリンメッセ	6,000 人	9,100 m ²
横浜市	国立横浜会議場 (パシフィコ横浜)	5,000 人	20,000 m ²
東京都	東京国際フォーラム	5,000 人	5,000 m ²
シンガポール	シンガポール国際会議場・展示場	12,000 人	12,000 m ²
ソウル	コエックス会議・展示センター	7,000 人	10,000 m ²
メルボルン	メルボルン国際会議場	5,500 人	30,000 m ²

【提案・要望事項】

11 京都・近畿の発展に大きな可能性を有する,

京都刑務所 (山科区, 敷地10万7千㎡, 地下鉄柳辻駅徒歩5分)

京都拘置所 (伏見区, 敷地2万7千㎡, 近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分)

京都運輸支局 (伏見区, 敷地2万㎡, 近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分)

など, 国有地の有効活用の検討

1 提案・要望

3施設の現在地への移転から半世紀以上が経過し, 宅地化や交通利便性の向上など, 周辺環境が著しく変化する中で, 京都のみならず, 未来の近畿の発展にとって大きな可能性を有する国有地について, 我が国の地方創生を推進する観点から, 施設の移転をはじめとした有効活用の検討を具体的に進めていただくよう求める。

2 京都刑務所 (現在地への設置から90年以上が経過) の敷地

(1) 施設の移転当時, 周辺地域は田畑であったが, その後, 宅地化が進み, さらに山科駅前地区第一種市街地再開発事業の実施等による都市環境の向上もあり, 現在は典型的な近郊住宅地に変貌

(2) 地下鉄東西線の開通(平成9年), 京都高速油小路線(現第二京阪道路)の開通(平成23年), 新十条通(稲荷山トンネル)の開通(平成20年)・無料化(平成31年)により, 交通利便性が格段に向上



3 京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略 (平成31年2月策定)

(1) 策定に当たっては,

ア 学識経験者, 地元大学, 地元経済界, 市民等で構成する「山科の未来を語る懇談会」で議論

イ 刑務所が立地する山科区の全13学区の自治連合会会長への「説明会」で意見交換

ウ 市民意見募集 (パブリック・コメント) を実施

⇒ 487人の市民等から, 895件の意見が寄せられる

約7割の方が戦略に肯定的な意見

(2) 多くの市民等の夢と希望, 情熱が込められた戦略を策定

- (3) 刑務所敷地に【居住】，【新産業・働く場】，【学び・交流】，【文化・ものづくり・観光】のうち，複数の機能・施設を導入する活用案を提示

4 京都拘置所及び京都運輸支局（現在地への設置から50年以上が経過）の敷地

- (1) 当該地を含めた周辺地域を「らくなん進都」と位置付け，世界を舞台に活躍する企業をはじめ，ものづくり企業等の立地誘導を推進中
- (2) 地下鉄烏丸線の延伸（昭和63年）や京都高速油小路線（現第二京阪道路）の開通（平成23年）により，交通利便性が格段に向上



※網掛け部分は「らくなん進都」の区域内

5 ものづくり都市・京都の発展に繋がる京都拘置所及び京都運輸支局の敷地活用案（令和2年3月策定）

- (1) 策定に当たっては，
- ア 近畿2府4県に本社が所在するものづくり企業を対象に両施設敷地に係る事業者アンケートを実施
- ⇒ 216社（約4割）が両施設敷地について，産業用地として魅力的であると回答
- イ 経済団体や事業者，学識者，地域の皆様から意見を聴取するとともに，市民意見募集（パブリック・コメント）を実施
- ⇒ 196人の市民等から，299件の意見が寄せられる
- 約9割の方が活用案に肯定的な意見
- ⇒ 多くの市民，事業者，経済団体等の敷地活用への高い期待が込められた活用案を策定
- (2) まとまった土地が少ない「らくなん進都」において，企業集積をより一層促進し，まちづくりを加速させるための両施設敷地の有効活用の方向性や望ましい導入機能，具体的な誘致候補施設を提示

敷地活用の方向性・望ましい導入機能	誘致候補施設の想定例
ものづくり企業の事業拡大の受け皿となる機能	<ul style="list-style-type: none"> らくなん進都内外の企業の新規拠点 インキュベーション施設 等
企業立地の決め手となる付加価値・魅力を創造する機能	<ul style="list-style-type: none"> 国の研究機関，民間研究施設 レンタルラボ 等
らくなん進都のイメージを発信するシンボリックな企業の誘致	<ul style="list-style-type: none"> AI, IoT, ビッグデータ, ロボット等の分野で活躍する企業 等
企業のイノベーションによる成長をサポートする機能	<ul style="list-style-type: none"> 学会等の研究会や，企業の新製品発表等が行われている産業交流施設 等

【提案・要望事項】市・府共同提案

**12 堀川通の機能強化(バイパス整備等)に向けた早期の事業計画策定,
京都南ジャンクション(仮称)などの着実な推進**

1 提案・要望

中心部をはじめとする市内の交通渋滞の解消, 大阪国際空港等へのアクセスの向上, 災害時等の更なる安心・安全の確保のために, 以下のとおり求める。

- (1) 堀川通の機能強化(バイパス整備等)に向けた, 早期の事業計画策定
- (2) 第二京阪道路と名神高速道路を接続する京都南ジャンクション(仮称)の早期整備や事業中の国道9号京都西立体交差事業の着実な推進

2 現状・課題

国・府・市及び有識者で構成し, 京都市の発展にとって真に必要な道路ネットワークの在り方を検討する「将来道路ネットワーク研究会」において, 平成30年1月に「堀川通の整備が喫緊の課題である」との意見が取りまとめられた。

また, 既存の高速道路網については, 第二京阪道路と名神高速道路が直接接続しておらず, 大阪国際空港等へのアクセスにも課題があるなど, 道路ネットワークとしての機能を十分に発揮していない。



堀川通の交通渋滞状況(堀川通塩小路通上る付近)

【提案・要望事項】 **市・府共同提案**

13 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討

1 提案・要望

市境周辺の渋滞の緩和や円滑な物流の確保、災害時におけるリダンダンシーの確保、周辺都市とのネットワーク強化のために、京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークについて、広域的な観点から、様々な課題への対応を含め、実現に向けた総合的な検討を求める。

とりわけ、財源確保を含めた整備手法の検討の中で、地方自治体の財政負担軽減を工夫するよう求める。

2 現状・課題

京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶルートについては、国道1号及び9号等の市境周辺において、交通渋滞や大雨時・災害時に通行止めが発生しており、「将来道路ネットワーク研究会」において、「広域的な観点から、交通集中の緩和や災害時におけるリダンダンシー確保（ネットワークの多重化）のため、災害に強い道路整備の必要性が高い」との意見が、平成30年1月に取りまとめられた。

周辺地域におけるまちづくりや広域的な道路ネットワークとの連携強化、道路整備の優先順位や財源確保を含めた様々な整備手法や整備効果など、広域的な観点からの諸課題への対応を含め、実現に向けた総合的な検討が必要である。



国道1号の被災状況（平成25年台風18号）（大津市追分町付近）

【提案・要望事項】 市・府共同提案

14 北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進，地元負担の実質ゼロ乃至極小化及び関西国際空港への延伸

- ① 市民生活や経済活動への影響に最大限配慮した北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進
- ② 地元負担実質ゼロ乃至極小化のための支援
- ③ 関西国際空港への延伸

① 市民生活や経済活動への影響に最大限配慮した北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進

1 提案・要望

- (1) 京都は職住一体のまちであり，市内の整備工事においては，市民生活や経済活動に支障を及ぼさないよう最大限の配慮を求める。
- (2) 山紫水明と称えられる京都の豊かな自然環境や生活環境，我が国を代表する貴重な文化財の保全のため，慎重な調査と十分な地元説明が重要であり，特に，地場産業や生活面などで幅広く活用されている地下水の保存，水質の維持に配慮を求める。

2 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の整備

- (1) 北陸新幹線（敦賀以西ルート）の整備は，日本海側の新たな国土軸形成に寄与するものであり，国土の調和ある発展を目指し，関西経済の地盤沈下を招かないためにも重要な国家プロジェクト。
- (2) 東京・金沢間が先行開業したことにより，北陸圏の人的，経済的交流が近畿圏から首都圏へと大きく移行しつつあることが危惧される。東京一極集中を是正し，北陸・近畿・西日本の均衡発展を図るためにも，北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進が必要。
- (3) 令和元年5月から，建設主体となる「独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構」が環境影響評価の手続きに着手。本市も京都府との連携の下，配慮書・方法書の縦覧への協力，調査に係る地元説明の際の取次など，関係自治体として同機構に対し適宜協力を行っている。

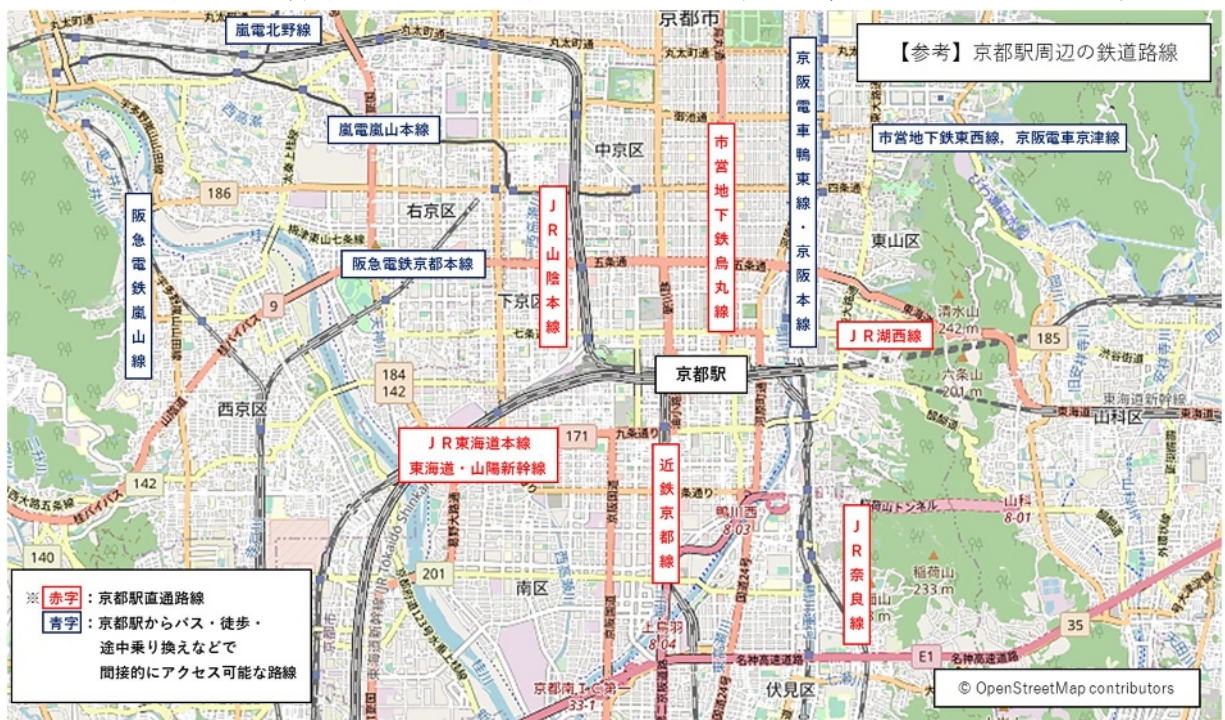
② 地元負担実質ゼロ乃至極小化のための支援

1 提案・要望

- (1) 京都駅への北陸新幹線延伸の整備効果は、広いエリアに波及することから、駅を設置する自治体に過度の負担が生じないように、コスト縮減や貸付料の見直し、財政支援の拡充など、地元負担実質ゼロ乃至極小化のための支援を求める。
- (2) 京阪神における交通ネットワークを広く形成し、幹線交通として重要な役割を果たしている在来線が、北陸新幹線の整備に伴いJR西日本から経営分離されないための措置を求める。

2 整備効果の波及、在来線の経営分離

- (1) 既存の鉄道ネットワーク（東海道新幹線，東海道本線，山陰本線，湖西線，近鉄等）と結節する京都駅への北陸新幹線延伸の整備効果は、広いエリアに波及。



- (2) これまでの整備新幹線において、大都市近郊区域や新幹線の通らない県内の在来線が並行在来線として取り扱われた例はないと認識。

③ 関西国際空港への延伸

1 提案・要望

基本計画線である四国新幹線（大阪・大分間）の整備等も視野に入れ、新幹線を新大阪から関西国際空港まで延伸すれば、国内唯一の完全24時間運用の国際空港と首都圏、北陸、京都がつながることで、我が国の産業、学問、文化、観光の振興に寄与し、「文化芸術立国・日本」、「観光立国・日本」の実現に向けて大きな推進力となる。よって、北陸新幹線の関西国際空港への延伸を求める。

【提案・要望事項】

15 持続可能な住民主体の運送サービスに向けた安定的な支援

1 提案・要望

- (1) 自家用有償旅客運送に特化した支援制度の創設など，自家用有償旅客運送を実施する場合において，地域又は支援を行う自治体に対する財政的支援の充実を求める。
- (2) 地域の共助の取組として，道路運送法における登録又は許可を要しない運送（無償運送）を実施する場合，持続可能な仕組みとするため，運営に必要な諸経費の一部など利用者から収受できる対価の範囲を緩和できるよう求める。

2 現状・課題

- (1) 高齢化の進行に伴い，移動需要の多様化(近距離移動，小規模輸送等)が進んでいるが，交通事業者にあつては，利用者の長期減少傾向に加え，近年のバス運転士不足や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用者減等により，これらの需要に応じて路線・ダイヤの拡充を図ることは難しい。このような状況において，地域の共助の取組として住民主体の運送サービス（自家用有償旅客運送，道路運送法における登録又は許可を要しない運送（無償運送））の有用性が高まっている。
- (2) しかし，自家用有償旅客運送の場合，運賃収入だけで運行経費を賄えない，あるいは運賃が高額化する可能性が高く，公的支援等がなければ実施することが難しい。
また，地域公共交通会議等において，タクシーなど関係事業者が経営への圧迫を懸念し，協議を調えることが難しい場合がある。
- (3) 自家用有償旅客運送の導入が難しい場合，道路運送法における登録又は許可を要しない運送（無償運送）も選択肢の1つとして検討せざるを得ない。しかし，現行の無償運送では，自家用有償旅客運送と比べて，利用者から収受できる経費が極めて限定されており（ガソリン代等の実費），運営に必要な諸経費（事務費，人件費等）を調達することが困難であることから，安定的な運行体制の構築が難しい。

【提案・要望事項】

16 屋内から屋外に向けた広告（屋内広告物）の規制に係る法整備等

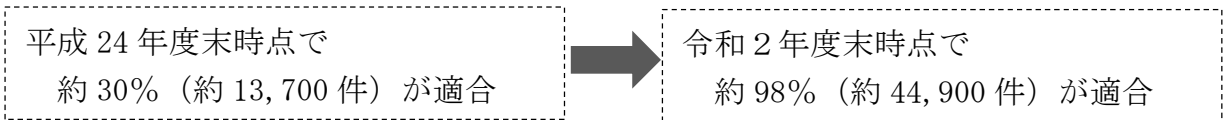
1 提案・要望

屋内広告物に対し、屋外広告物と同等の実効性のある規制を可能にするため、法整備及びガイドラインの策定を求める。

2 現状・課題

(1) 本市では、地域の特性に応じた「大きさ」、「色」、「表示できる高さ」など、全国でも類を見ないきめ細かな基準を設定するなど、屋外広告物法（以下「法」という。）に基づき、京都市屋外広告物等に関する条例（以下「条例」という。）を定め、屋外広告物に関する規制を実施

(2) これまでに屋外広告物については、法や条例を根拠に粘り強く是正指導に取り組んだ結果、適正表示率が大きく改善



(3) しかしながら、屋外広告物に対する規制強化に伴い、比較的規制の緩やかな屋内広告物を用いて、規制の厳しい屋外広告物と同等の効果を得ようとするケースが目立ってきている。

(4) このことに対応するため、本市においては、条例による独自の基準を定め、屋内広告物に対し、規制を設けているものの、屋外広告物法に相当する法的根拠がないため、基準に適合しない場合であっても強制力のある対応ができない。

屋外広告物	許可制	行政代執行等を視野に入れた強制力のある対応ができる。
屋内広告物	届出制	規制に法的根拠がないため、強制力のない指導にとどまる。

(事例 1) 屋外広告物の基準を超えた屋内広告物の掲出

【屋外広告物の場合】※第 2 種地域の場合

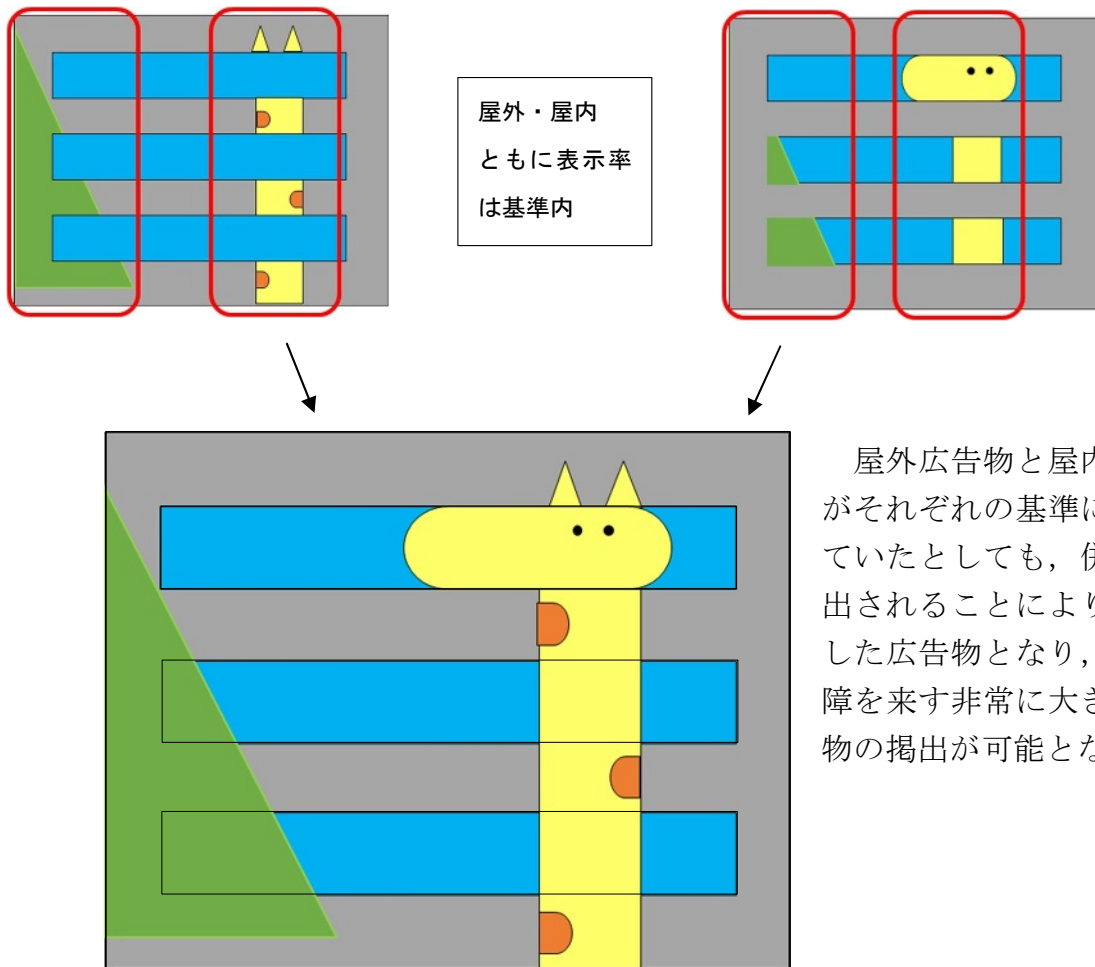
【屋内広告物の場合】※市内全域同一基準



(事例2) 屋内広告物と屋外広告物を合わせて一体化された広告物

【屋外広告物】 ※沿5 特定第2地区の場合 表示率 30%以下

【屋内広告物】



3 他都市と連携した取組

令和2年5月、本市が中心となり、同様の課題認識を持つ有志の自治体による勉強会を立ち上げ、勉強会の開催及び国に要望書の提出を行った。今後も引き続き、屋内広告物の規制・課題解決に向け、情報共有・意見交換を行っていく。

(1) 参加都市 (計10都市)

政令指定都市：仙台市，千葉市，横浜市，静岡市，名古屋市，京都市

政令指定都市以外：流山市，金沢市，奈良市，萩市

(オブザーバー参加：国土交通省，大阪市)

(2) これまでの取組

- ・ 令和2年 6月 1日 第1回勉強会 (現状・課題のアンケート，事例提供依頼)
- ・ 10月 2日 第2回勉強会 (課題や対応状況についての意見交換)
- ・ 令和3年 3月 4日 第3回勉強会 (第1次要望書(案)への意見聴取)
- ・ 3月 31日 第1次要望書提出

【提案・要望事項】

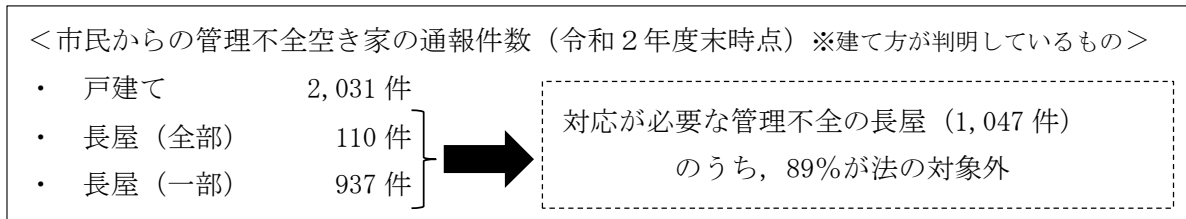
17 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象拡大

1 提案・要望

長屋等の一部空き住戸を空家特措法の対象とするよう、法改正等を求める。

2 現状・課題

- (1) 本市においては、平成 26 年に京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例（以下「条例」という。）を施行し、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）も踏まえて、管理不全状態にある空き家（戸建て及び長屋等）に対し、指導・勧告・命令等を実施している。
- (2) しかしながら、長屋のうちの一戸が著しい管理不全状態であっても、一部の住戸に居住者がいる場合は、法の対象外となっており、法に基づく強力な指導等ができないといった課題が存在する。
- (3) 令和 2 年度末において、本市が通報を受けて対応が必要となる空き家全体 3,078 件のうち、長屋が 1,047 件を占めており、更にその 89%（937 件）が一部の住戸に居住者がいるため、管理不全状態の長屋のほとんどが法の対象外となっている。



- (4) 現在、条例に基づく勧告では、固定資産税等の住宅用地特例が解除されないうえ、過料についても、法の規定より少額であり、現行の法の対象外となる空き家（一部の住戸に居住者がいる著しい管理不全状態の長屋）に対して強力な指導を実施するためには、法の対象拡大が不可欠である。

＜参考：空家特措法と空き家条例における過料の違い＞

	市町村長の命令に違反	立入調査を拒み、妨げ、又は忌避
空家特措法	50 万円以下	20 万円以下
空き家条例	5 万円以下	5 万円以下

- (5) なお、国土交通省では、「外見上長屋等であっても、隣接住戸との界壁が二重構造となっているなど構造上個別の建築物に該当する場合、空家特措法に基づく措置が可能である」旨を法に係るガイドラインに明記するとされているが、本市のサンプル調査では、これに該当するケースは長屋の一部空き住戸の約 5.5%にとどまる見込みである。

※サンプル調査では、長屋（一部）の 385 件のうち、21 件（約 5.5%）が該当

(参考1) 長屋の一部空き住戸が管理不全状態である事例

1 建築基準法に基づく代執行事例

平成28年度に3軒長屋のうち1軒を除却



除却前



除却後

2 管理不全空き家事例（長屋の一部空き住戸）

(1) 3軒長屋のうち1軒



(2) 8軒長屋のうち1軒



(参考2) 京都市における空き家に関する取組

- 司法書士などの専門家等による地域での講座の開催，空き家の活用（地域の居場所，留学生の居住，若手芸術家等の居住・制作の場等）に対する支援，空き家所有者に対する指導，勧告，命令等の適正管理に関する取組を進めている。
- さらに，空き家への課税に係る取組として，以下の取組を進めている。
 - ・ 固定資産税における住宅用地特例を適用除外とする本市独自基準を設け，令和2年度課税から適用
 - ・ 居住の促進及び土地・建物の有効活用等のため，空き家や別荘，セカンドハウスなどの居住者のない住宅への新税について，「京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会」からの答申（令和3年4月）を踏まえ，導入に向けた検討を進めている。

【提案・要望事項】

18 自治体システム標準化に係る早期の制度設計と自治体への確実な財政措置

1 提案・要望

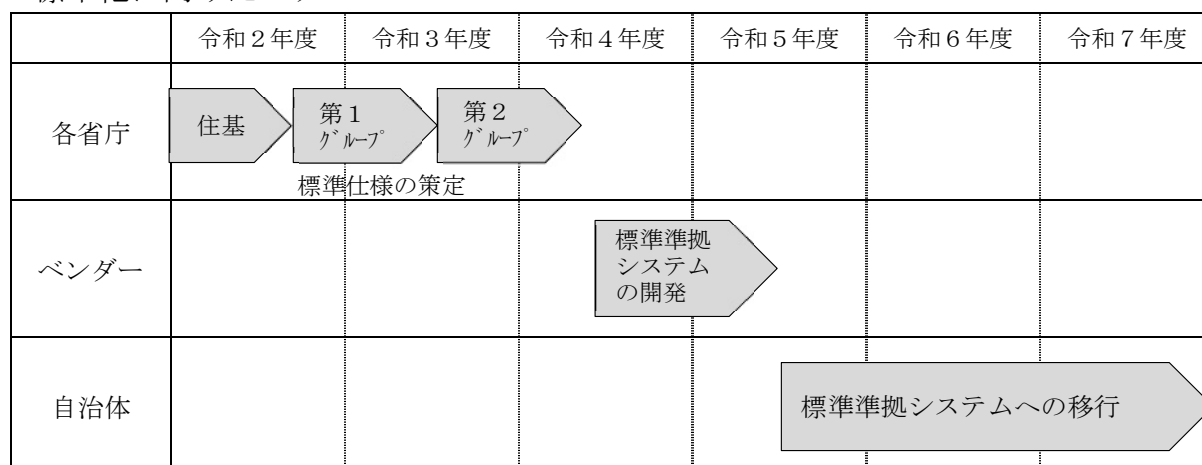
- (1) 地方自治体が，自治体情報システムの標準化・共通化（以下「標準化」という。）への対応を迅速かつ的確に進められるよう，ガバメントクラウドに係る仕様を早期に確定するとともに，必要な情報を速やかに提供すること。また，標準仕様の策定に当たっては，「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」で示されたスケジュールを遵守すること。
- (2) 標準化への対応に当たっては，地方自治体の負担とならないように十分な財政支援を行うこと。とりわけ，指定都市特有の財政需要を十分に考慮すること。
- (3) 住民の個人情報をしっかり保護するとともに，行政サービスの安定的な提供を維持するため，ガバメントクラウド及び標準準拠システムの構築に当たっては，情報セキュリティ対策及びシステム全体の安定性に万全を期すこと。

2 現状

標準化については，令和2年12月に閣議決定された「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」において，令和7年度を目標時期とする方針が示され，令和3年5月には，地方自治体に標準準拠システムへの移行を義務付ける「地方公共団体情報システム標準化法」が成立し，各省庁において，標準仕様の策定等に向けた取組が進められているところである。

本市においても，国に歩調を合わせ，できるだけ早急かつ的確に標準化に対応することによって，住民サービスの向上と行政の効率化を推進するとともに，情報システムの整備・運用経費の抑制を図りたいと考えており，令和3年4月には標準化への対応に向けて，庁内体制を強化し，全庁一体となって検討を進めている。

＜標準化に向けたスケジュール＞



※ 令和3年1月内閣官房資料「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の作業方針の見直しについて」を基に作成

3 課題

- (1) 令和7年度末までに標準準拠システムに移行するためには、短期間で、現行システムの調査・分析，業務の見直し，データ移行を行うとともに、標準化対象外業務も含め市政の幅広い分野にわたり多数存在する情報システム間の連携の仕組みの構築，ガバメントクラウドを活用するためのネットワーク基盤の整備等を実施する必要がある。
- (2) こうした自治体システム標準化・共通化への対応に当たっては、大規模のシステム改変等が必要となり相当の費用が見込まれるうえ、指定都市においては、その規模の大きさ，行政区の存在，大都市特例事務などといった特有の要素に対応した情報システムを構築する必要があるため、指定都市以外の自治体とは異なる特段の財政需要が存在する。
- (3) また、標準準拠システムは、住民情報を取り扱い、行政サービスの根幹を支えるシステムであることから、構築及び運用に当たっては、情報セキュリティ対策に特に細心の注意を払うとともに、ネットワーク障害による処理遅延等を生じさせないように留意する必要がある。

【提案・要望事項】**19 マイナンバーカードの普及促進に必要な仕組みの構築及び財政措置**

- ① マイナンバーカードの飛躍的な普及促進につながる仕組みの構築と自治体におけるマイナンバーカード交付事務等に対する確実な財政措置
- ② デジタル手続法に基づき必要となるシステム対応に対する十分な財政措置

① マイナンバーカードの飛躍的な普及促進につながる仕組みの構築と自治体におけるマイナンバーカード交付事務等に対する確実な財政措置**1 提案・要望**

- (1) 国の機関（ハローワーク、運転免許センター、地方出入国在留管理局等）における手続の一つにマイナンバーカード（以下「カード」という。）の申請や更新を組み込むなど、国が網羅的にカードの申請を受け付ける仕組みを構築し、更に他の機関における手続に拡大すること等を国（総務省）において検討されるよう要望する。
- (2) 国の交付枚数（想定）に沿ったカードの交付には、十分な交付体制等を確保する必要があるが、当該体制等の整備に必要な経費やカードの発行手数料の補助について、令和4年度以降においても事業継続に必要な予算を確実に確保するほか、国による十分な財源措置がなされるよう要望する。

2 現状・課題

- (1) 令和4年度中にほとんどの住民がカードを保有することとして、国が示す「カード交付枚数（想定）」に沿った交付計画を本市において令和元年11月に策定したが、想定スケジュールから交付枚数が下回っている状況等を踏まえ、令和2年10月に、総務省から各地方自治体に対し計画の改訂についての通知があり、改訂を行った。

【国における交付枚数（想定）と本市の交付計画（改訂後）における交付枚数（想定）】

時期	国		京都市	交付率
2021年(令和3年)3月末	6,000～7,000万枚	⇒	518,344枚	36.8%
2022年(令和4年)3月末	9,000～10,000万枚		998,344枚	70.8%
2023年(令和5年)3月末	ほとんどの住民が カードを保有		1,298,344枚	92.1%

※ 令和3年4月末時点の交付枚数（交付率）… 国：約3,811万枚（30.0%）
京都市：約46万枚（32.6%）

※ 本市の想定交付枚数は、国における想定交付率を基に算出した枚数である。

- (2) 国の交付枚数（想定）が未だ達成されていない現状に鑑み，市町村における普及促進の取組だけではなく，国主導の飛躍的な普及促進につながるカードの申請・交付の仕組みの構築が必要である。

3 本市の取組

- (1) 国の示した交付枚数（想定）に沿ったカードの円滑な交付のため，令和3年度当初に，市全体で，カード交付等の業務に従事する職員を令和2年度当初から70名増員し，約150名体制に強化した。令和3年度中に，区役所・支所において実施しているカード交付等の業務について，平日夜間や土日にも実施できるよう，一箇所に集約することを予定している。
- (2) 令和元年6月から企業，事業所等の職場等において「出張申請窓口」を実施するなど，国から積極的な実施の要請を受けている取組を既に行っている。
- また，国における出張申請受付のモデル事業として，京都駅前運転免許センターにおける出張申請受付（令和2年2月・3月，令和3年3月）を実施している。

② デジタル手続法に基づき必要となるシステム対応に対する十分な財政措置

1 提案・要望

令和3～4年度に実施するコミュニケーションサーバ（CS）への附票アプリケーション（AP）適用作業については補助対象外となっているが，令和2年度に実施するシステム改修と同様に法改正対応に必要な作業であるため，国庫補助による財源措置を求める。

2 現状・課題

- (1) 本市では，令和元年5月31日に公布されたデジタル手続法に基づき，国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用を可能とするために，住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改修を現在進めている。
- (2) 当該システム改修に要する経費については，令和2年度の補助金として84,323千円の補助金の交付決定を受けた。

国は，システム改修は令和2年度中に完了させるものとしており，補助金の交付は令和2年度のみと示しているが，「①住民票と戸籍の附票の初期突合」や「②CSへのAPの適用」など，令和3年度以降にしか行うことができない作業がある。しかしながら，これらの作業については，補助金の交付対象外となっていることから，令和3年度以降，当該作業の実施に当たり本市に財政負担が生じてしまう。

3 本市の対応

本市におけるシステム改修等に要する経費，スケジュール等は以下のとおり。

	経費	国庫補助	スケジュール（予定）
CSへの附票AP適用	10,552千円	対象外	令和3～4年度

※ 住民票と戸籍の附票の初期突合については，令和3年度に実施予定

【提案・要望事項】 市・府共同提案

20 文化庁の機能強化及び全面的な京都移転の推進

- ① 文化庁の更なる機能強化及び予算の抜本的拡充
- ② 令和2年度から新設された参事官(文化観光担当)及び参事官(食文化担当)の京都への移転
- ③ 「古典の日」法制化10周年を契機とした「古典の日フォーラム」の文化庁との共同主催

1 提案・要望

- (1) 文化による経済活性化や観光振興，生活文化の振興をはじめ，文化を基軸とした国づくりを進めるため，文化庁の更なる機能強化及び予算の抜本的拡充を求める。
- (2) 我が国の文化行政を総合的に推進し，文化芸術立国を実現するため，参事官(文化観光担当)及び参事官(食文化担当)の京都への移転を求める。
- (3) 令和4年の「古典の日」法制化10周年と文化庁の京都移転を契機として，国を挙げた，古典への関心と理解を深める取組の一層の推進に向け，「11月1日・古典の日フォーラム」を文化庁との共同主催とすることを求める。

2 我が国における文化関係予算

- (1) 令和3年度の文化庁の当初予算は1,075億円(対前年度比100.7%)
- (2) 国家予算に占める文化支出の割合は，日本は他諸国に比べると低い状況である。

(諸外国との文化支出の比較(令和元年度))

国	文化支出	国家予算に占める文化支出の割合
日本	1,167億円	0.12%
フランス	4,394億円	0.92%
韓国	3,015億円	1.14%

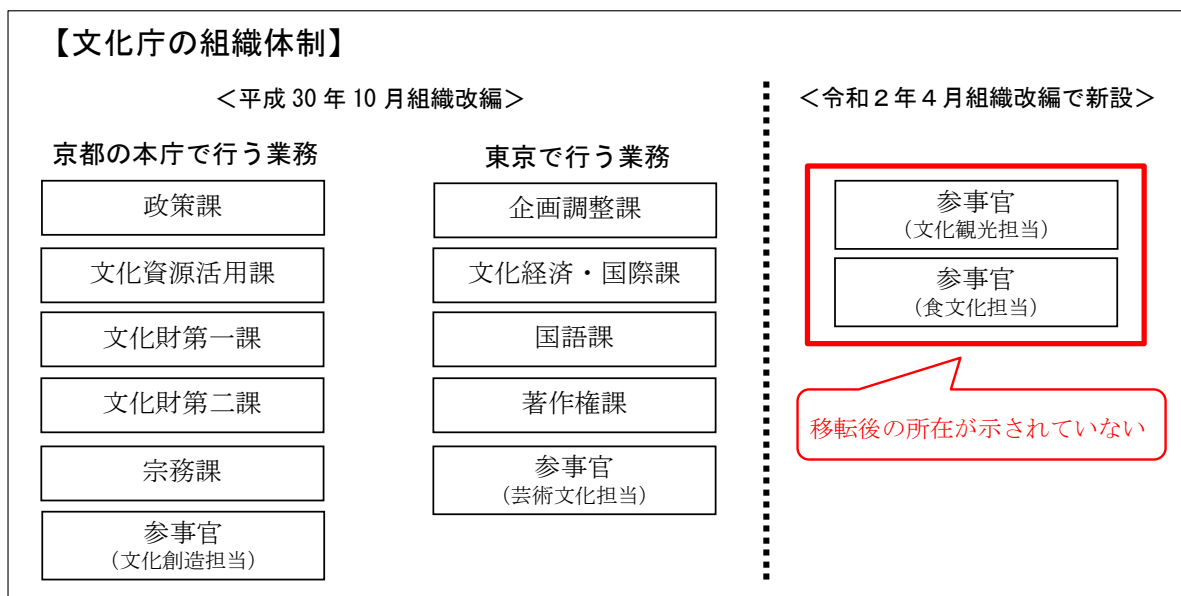
(出典) 2019年度文化庁委託事業「諸外国の文化政策等の比較調査研究事業報告書」

- (3) 文化による経済活性化や観光振興，生活文化の振興をはじめ，文化を基軸とした国づくりを進めるため，文化関係予算を拡充し，文化政策の更なる推進が求められる。

3 文化庁の全面的な京都移転の推進

- (1) 文化庁においては，新たな政策課題にスピード感を持って適切に対応するため，令和2年度に，参事官(文化観光担当)及び参事官(食文化担当)を設置した。
- (2) 参事官(文化観光担当)は，観光の振興に資する見地からの文化振興等のために設置されたものであり，これは，政府関係機関移転方針に示された「京都に文化政策による求心力と発信力を持たせることにより，今後の我が国の観光振興の重要戦略の一つである文化財を活用した観光の強化推進が期待できる」という，文化庁の京都への全面的な移転の目的と合致する。

- (3) また、参事官（食文化担当）は、我が国の食文化の振興等のために設置されたものであり、平成 29 年 7 月の文化庁移転協議会において、「食文化等の生活文化振興」が本格移転後の京都における本庁業務とされたように、長い歴史と四季折々の豊かな自然の中で洗練されてきた京料理をはじめとした、様々な食文化が根付いた京都においてこそ、「現場第一」の原点に立った文化政策の推進が期待できる。
- (4) しかしながら、令和 3 年 6 月時点において、両参事官が京都に移転するかは明らかにされていない。



4 「古典の日フォーラム」の文化庁との共同主催

- (1) 国民の間に広く古典についての関心と理解を深めることを目的に、平成 24 年に「古典の日に関する法律」が制定され、国及び地方自治体の各所で、国民が古典に親しむための、古典の日になんだ様々な特色ある行事・取組が行われている。しかし、それらの取組の機運や効果が地域ごとの限定的なものにとどまっており、全国的に普及・認知・定着する状況にまで至ってはいない。
- (2) 令和 4 年度に「古典の日」法制化 10 周年を迎えること、また文化庁が京都に移転されることから、これを契機として「11 月 1 日・古典の日フォーラム」を「古典の日」推進のためのより象徴的な事業として位置づけ、文化庁と、古典の日推進委員会（※）の共同主催として継続的に開催することにより、「古典の日」について、全国的な関心と理解をさらに深めていく効果が期待される。

※ 平成 21 年 4 月に設置され、本市、京都府、京都商工会議所等で構成

- (3) なお、本市独自の取組として、平成 21 年に京都アスニー内に開設した「古典の日記念 京都市平安京創生館」において、「古典の祭典」等を開催しているほか、「市民寄席」「市民狂言会」など古典芸能の振興を推進する事業を実施、さらに小中学生等を対象にした「文化芸術授業（ようこそアーティスト）」事業においても、古典を取り上げている。

【提案・要望事項】**21 無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度創設に係る着実な取組の推進並びに財政支援****1 提案・要望**

無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度創設に係る財政支援及び地方自治体が実施する登録文化財の保存・活用への財政支援を求める。

2 現状・課題

令和3年の国会において文化財保護法の一部を改正する法律案が成立し、「無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度」及び「地方登録制度」が新設される。

無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度については、その保存に要する経費の一部を補助することができるとされており、保存団体等の負担軽減につながることを期待されるが、制度の実施に当たっては国における体制確保や予算充実が求められる。

また、地方登録制度については、法に位置付けられることを踏まえ、各種補助制度の対象や、特別の交付税措置の対象とするなど、地方自治体への財政支援を行っていくことが求められる。

	文化財の類型	指定 強い規制と 手厚い保護措置	登録 幅広く緩やかな保護措置
国	有形文化財 建造物、美術工芸品 等	○	○
	有形の民俗文化財 衣食住の用具 等	○	○
	無形文化財 芸能、工芸技術 等	○	新設
	無形の民俗文化財 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術 等	○	新設
地方	[文化財の類型は任意]	○	新設

3 本市の取組**(1) 本市の登録文化財制度**

本市では、昭和56年に京都市文化財保護条例を制定しており、国に先駆けて登録文化財制度を設けている。

京都市登録無形民俗文化財等については、修理事業、伝承者の養成事業、記録の作成及び刊行の事業等に対して補助を行っている。(補助率1/3以内, 限度額300万円)

(2) 京都市登録無形文化財等の状況 (令和3年4月1日現在)

ア 京都市登録無形文化財 0件 (※1)

イ 京都市登録無形民俗文化財 56件 (※2)

※1 本市の主要な無形文化財(能楽, 歌舞伎, 京舞など)は概ね国で指定されて

いるため、件数は0件となっている。

※2 「大文字送り火」，「時代祭風俗行列」，「賀茂競馬」，「嵯峨祭の剣鉾差し」等

<参考1>

○ 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の新設

・ 無形文化財の登録制度

文部科学大臣は、重要無形文化財に指定されていない無形文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録できることとする。【第76条の7】

<登録の効果>

保持者の氏名変更等の届出義務（罰則あり）

保存・公開に関する経費の補助，指導助言

登録無形文化財保存活用計画の作成・認定

・ 無形の民俗文化財の登録制度

無形文化財と基本的に同様の制度として新設する。【第90条の5～11】

○ 地方登録制度の新設

地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財等以外の文化財でその区域内に存するもののうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録できることとする。【第182条第3項関係】

<参考2>

○ 指定都市市長会提言

文化財保護法改正案の閣議決定を踏まえ、本市の提案により、指定都市市長会として「無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の創設等に関する提言」を取りまとめ、令和3年2月15日に京都市長から文化庁長官へ以下の内容の要請活動を行っている。

ア 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の創設並びに財政支援

イ 地方自治体が実施する未指定文化財の保存・活用への財政支援

【提案・要望事項】**22 文化財保存活用地域計画に基づき、市町村が実施する未指定文化財の保存・活用への財政支援****1 提案・要望**

京都には、多くの有形無形の文化財が存在し、所有者をはじめ関わる市民の尽力により守り伝えられている。また、文化財に指定、登録されていないものの中にも、歴史的まち並みや食文化、きもの文化、年中行事などの豊かな暮らしの文化が、京都文化遺産として市民生活に息づき、地域の活性化に大きな役割を果たしてきた。

京都文化遺産を永続的に未来に引き継いでいくためには、保存を行うと同時に、様々な活用を行うことにより、京都文化遺産を核としたまちづくりの一環として、多くの関係者の参画のもと、持続的な維持継承を目指す必要がある。

地域や住民等が主体となった持続的な文化遺産の保存活用の取組を強化するため、国が認定した「文化財保存活用地域計画」に基づき市町村が実施する未指定文化財の保存・活用への財政支援を求める。

2 現状・課題

- (1) 平成31年4月に施行された改正文化財保護法において、市町村は「文化財保存活用地域計画」を作成し、国に認定を申請することができるとされており、本市においても、「京都市文化財保存活用地域計画」（未来を創る京都文化遺産継承プラン）を作成し、令和3年7月の認定を目指して国への申請を予定している。
- (2) 国から認定を得られれば、地域計画の認定を受けた自治体等を対象とした補助事業や、補助率の加算、重要文化財の修理等の補助金の優先採択が受けられる。
- (3) また、「文化財保存活用地域計画」には、市町村それぞれの状況に応じて実施する独自の措置も掲載することとされており、本市の計画には、未指定の文化財を維持継承する独自の制度として、「京都を彩る建物や庭園」、「京都をつなぐ無形文化遺産」、「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」等、これまでから本市が進めている取組を掲げる予定である。

こうした取組は、我が国の重要な歴史文化のひとつである本市の歴史文化の確実な継承を図るものであり、また新型コロナウイルス収束後の観光・経済等の活用連携にも資するものでもあることから、充実を図るためには国からの支援が必要である。

3 未指定の文化財の維持継承に係る市独自の取組状況（令和3年3月31日現在）

- | | |
|----------------------|------------------|
| ・ 京都を彩る建物や庭園 | 525 件選定, 178 件認定 |
| ・ 京都をつなぐ無形文化遺産 | 6 件選定 |
| ・ まち・ひと・こころが織り成す京都遺産 | 10 件認定 |

【提案・要望事項】

23 脱炭素社会及び原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会の構築に向け，再生可能エネルギーの主力電源化に係る支援措置の充実など，必要な取組の推進

1 提案・要望

- (1) 国の2030年度までの温室効果ガス排出量削減目標が、「2013年度比46%削減」に引き上げられたことを踏まえ，現在，検討されている「第6次エネルギー基本計画」の2030年度電源構成目標において，再生可能エネルギー比率を45%以上に引き上げること。
- (2) 電力の安定供給確保を含めた再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組を加速すること。
- (3) 原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けたエネルギー政策への抜本的な転換を図ること。
- (4) 石炭火力発電所の新設を中止するとともに，CO₂の回収・貯留・利用の技術の実用化を図ること。
- (5) バイオマスの活用技術の開発や，地域の燃料材を活用した小規模な木質バイオマス発電等，地域に根差したバイオマス活用支援の拡充。また，バイオディーゼル燃料について，普及の支障となっている軽油引取税の免税を行うこと。
- (6) カーボンプライシング導入の議論を加速し，自治体の地球温暖化対策の推進のための財源とするよう検討すること。

2 現状・課題

- ・ 「2050年CO₂排出量正味ゼロ」の実現に向け，社会・経済システムを転換するためには，今から，2050年を見据えた目標の引上げや取組の強化が必要
- ・ エネルギーに関しては，発電所の使用期間やシステムの構築等を鑑みると，再エネの飛躍的な普及に向けた取組を強力に進めていくとともに，原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会の構築，さらには石炭火力発電を含む化石燃料からの脱却を進めることが急務
- ・ 森林の荒廃が進む中，バイオマスのエネルギー利用の促進など，持続的な森林保全の仕組みづくりが必要
- ・ カーボンプライシングについて，課税に伴う温室効果ガスの削減効果と合わせて，税収を国民・事業者による取組の支援策に活用し，削減を加速していくことが必要

3 本市の取組

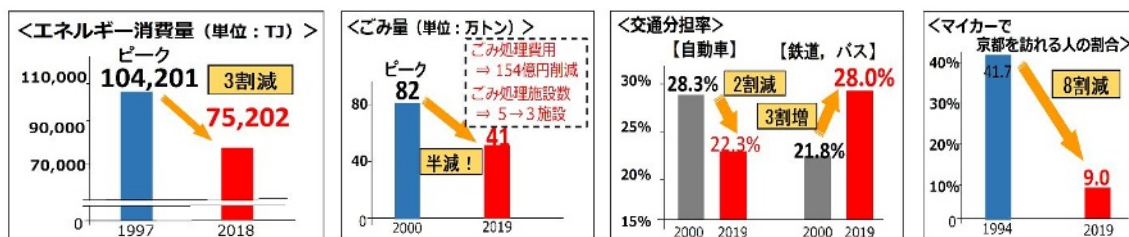
(1) 地球温暖化対策

ア 成果

- ・ 平成16年12月に全国初の地球温暖化対策に特化した条例として「京都市地球温暖化対策条例」(以下「条例」という。)を制定するとともに，平成18年3月に条例に基づく京都市地球温暖化対策計画を策定し，取組を推進

- 最新値である平成 30 年度の温室効果ガス排出量は、18.5%削減（平成 2 年度比）を達成

＜その他の主な成果＞



イ 2050 年 CO₂ 排出量正味ゼロに向けて

令和元年 5 月に、門川市長が、国内の自治体の長として初めて「2050 年 CO₂ 排出量正味ゼロ」を表明。実現に向け、令和 2 年度に条例を改正するとともに、新たに「京都市地球温暖化対策計画<2021-2030>」を策定し、取組を推進

(2) エネルギー政策

- 平成 23 年 3 月の東日本大震災における福島原発事故の教訓を風化させてはならないとの強い決意の下、市会決議も踏まえ、「原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会」を目指すことを、市政の根幹として明確に位置づけ
- さらに、令和 3 年 3 月には、脱炭素社会の構築に貢献していくため、石炭火力発電からの脱却の加速化を目指す国際的な連盟「脱石炭連盟」に、国内で初めて加盟

【参考：京都市地球温暖化対策条例、及び京都市地球温暖化対策計画<2021-2030>について】

＜主な条例改正内容＞

- 目標として「2050 年 CO₂ 排出量正味ゼロ」を掲げるとともに、中間目標として、「2030 年度までに温室効果ガス排出量 40%以上削減（2013 年度比）」を規定
- 特定事業者（大規模事業者）の新車購入時のエコカーの導入義務割合を 1/2 から 2/3 に引き上げ
- 準特定事業者（中規模事業者）に対して、業務用の延床面積が 1,000m² 以上の建築物の所有者を対象に、エネルギー消費量等の報告を新たに義務化
- 特定建築物（延床面積 2,000m² 以上の新築等の建築物）の再エネの導入義務量を、一律 3 万 MJ 以上から建築物の規模に応じ 6 万～45 万 MJ に引き上げ
- 準特定建築物（延床面積 300m² 以上、2000m² 未満の新築等の建築物）の再エネの導入義務（一律 3 万 MJ 以上）を新設
- 建築士が、施主に対し再エネの導入によるメリット等について説明する義務を新設

＜京都市地球温暖化対策計画<2021-2030>の概要＞

目標：2030 年度までに温室効果ガス排出量 40%以上削減（2013 年度比）

取組内容

(1) 温室効果ガスの排出抑制・吸収源対策（緩和策）の推進

- 削減目標の達成に向け、省エネの加速（エネルギー消費量 18%以上削減）と再エネの飛躍的な拡大（消費電力に占める割合を 35%以上に拡大）を図るため 4 つの分野（ライフスタイル、ビジネス、エネルギー、モビリティ）の転換を進める施策を展開
- 森林・農地等の吸収機能の保全・強化を図り、CO₂ の吸収源対策を推進

(2) 適応策の推進

- 京都府と共同で地域気候変動適応センターを設置し、情報収集・分析等を進めつつ、6 分野（自然災害、健康・都市生活、水環境・水資源、農業・林業、自然生態系、文化・観光・地場産業）の対策を推進

【提案・要望事項】**24 地域気候変動適応センターの設置をはじめ、適応策の取組への財政支援の拡充****1 提案・要望**

市町村における適応策の推進に当たって、以下のとおり継続的かつ安定的な財政支援を要望する。

- (1) 指定都市に対する地方交付税の措置を行うこと。
- (2) 国民参加による気候変動情報収集・分析委託業務の委託金額の引上げを行うこと。
- (3) 令和7年度以降も同委託業務の継続をすること。

2 現状

- (1) 地球温暖化の影響による被害が顕在化・深刻化しており、地球温暖化の影響を軽減・防止するための対策である適応策の重要性が高まっている。
- (2) こうした中、平成30年6月に気候変動適応法（以下「法」という。）が成立した。法では、自治体の責務として、その区域の状況に応じた気候変動適応施策を推進するよう努めることが示されるとともに、「地域気候変動適応計画」の策定と、適応に関する情報の収集、分析等を行う拠点となる「地域気候変動適応センター」（以下「センター」という。）の設置が自治体の努力義務とされた。
- (3) このうち、センターの設置に当たっては、自治体単独又は他の自治体と共同で設置することも可能とされている。

3 本市の取組**(1) 「地域気候変動適応計画」の策定について**

本市においては、令和3年3月に策定した新たな計画である「京都市地球温暖化対策計画<2021-2030>」を、法に基づく地域気候変動適応計画と位置付け、同計画の下、「自然災害」・「健康・都市生活」・「水環境・水資源」・「農業・林業」・「自然生態系」・「文化・観光・地場産業」の6分野において、対策を進めている。

分野	対策例
自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ・防災、災害関連情報の共有・発信の充実 ・豪雨等に対応するための河川改修，雨水幹線の整備等 ・災害時の再エネ等の活用の仕組みづくり
健康・都市生活	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症予防に関する情報発信・啓発の充実 ・ミスト設置やクールスポットの拡大 ・街路樹や緑地の整備
水環境・水資源	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な河川・地下水質の調査 ・雨水利用の推進
農業・林業	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業への影響の評価，分析の実施 ・高温等に対応できる新たな品種の導入
自然生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・自然生態系への影響の評価，分析の実施 ・自然の持つ機能を生かした緑と水辺の整備
文化・観光・地場産業	<ul style="list-style-type: none"> ・文化・観光・地場産業への影響の評価，分析の実施 ・文化財の防災対策の推進 ・文化的景観の保全

(2) センターについて

ア センターの設置及び機能

令和3年4月23日に本市、京都府及び総合地球環境学研究所の3者で「地球温暖化対策及び地球環境研究の推進」に関する包括連携協定を締結した上で、令和3年6月頃に3者の連携によりセンターを設置する方向で、検討を進めている。

センターの機能としては、情報の分析等を行う「情報基盤機能」を基本機能とし、大学や研究機関との連携の下で最新の知見を集約する「研究教育機能」、適応ビジネスにつなげる「コーディネート機能」の3つの機能を担うこととしている。

イ 令和3年度におけるセンターの取組について

- 環境省「令和3年度国民参加による気候変動情報収集・分析委託業務」
 - ・ 区域内の高等学校との連携による情報収集
 - ・ 農林水産業関係機関との連携による情報収集
 - ・ 文化・伝統・観光に関わる組織・団体等を通じた情報収集
 - ・ 環境活動を行う組織・団体等を通じた情報収集
- 市府委託業務
 - ・ 関係団体・市内研究機関等とのネットワークの構築を図るため、「適応協議会」を立ち上げ・運営を行う。
 - ・ 市民、事業者への適応策の浸透を図るため、適応策の基本的な知識や実践してもらいたい取組等について、ホームページや環境学習施設との連携により発信を行う。

4 課題

法の施行に伴う地方交付税の措置は、都道府県のみが対象とされており、また、センターで実施する環境省の事業についても、1件当たりの委託金額が引き下げ（令和元年度：上限約900万円→令和3年度：上限約400万円）られ、期間については令和7年度までとされている。

しかし、きめ細かな適応策を講じていくためには市町村単位での取組が不可欠であるとともに、気候変動の影響が今後深刻さを増すと予測される中にあるには、長期的に適応策に取り組んでいくことが必要である。